

綾瀬市 地域防災計画

改定（案）

—手法編—

目次

第1章 災害応急対策	7
第1節 活動体制の確立	7
第1 地震災害時の活動体制の確立	7
1 地震に関する情報の収集、伝達 【市長室】	7
2 災害警戒本部の設置、運営、廃止 【全ての部】	8
3 災害対策本部の設置、運営、廃止 【全ての部】	11
第2 風水害時の活動体制の確立	14
1 気象情報等の収集・伝達 【市長室、福祉部、消防本部】	14
2 水防活動 【消防本部、市長室、産業振興部】	15
3 災害警戒本部の設置、運営、廃止(風水害対応) 【全ての部】	17
4 災害対策本部の設置、運営、廃止 【全ての部】	20
第3 その他災害時の活動体制の確立	23
1 火山災害時の活動体制の確立 【全ての部】	23
2 雪害時の活動体制の確立 【全ての部】	27
3 航空災害時の活動体制の確立 【全ての部】	30
4 道路災害時の活動体制の確立 【全ての部】	34
5 放射性物質災害時の活動体制の確立 【全ての部】	38
6 危険物等災害時の活動体制の確立 【全ての部】	42
7 大規模火災時の活動体制の確立 【全ての部】	46
8 その他の災害時の活動体制の確立 【全ての部】	50
第2節 災害対応の調整・組織間連携	54
第1 情報収集伝達	54
1 災害時の通信手段の確保 【事務局】	54
2 代替通信手段の確保 【事務局】	55
3 災害情報の収集及び報告 【全ての部】	55
第2 広報活動	58
1 災害広報 【事務局、救護対策部、避難・生活支援部、消防部】	58
2 報道機関への発表と資料の収集 【事務局】	59
第3 広聴活動	59
1 広聴窓口の設置 【避難・生活支援部】	59
2 要望等の取扱い 【避難・生活支援部】	60
3 臨時市民相談窓口の設置 【避難・生活支援部】	60
第4 災害救助法の適用	61
1 災害救助法の適用手続 【事務局、総務対策部】	61
2 災害報告及び救助実施状況報告 【総務対策部】	62

目次

第5 緊急輸送	63
1 交通情報の収集、道路規制 【土木対策部】.....	63
2 交通規制に関する措置 【土木対策部、大和警察署】.....	63
3 緊急輸送道路の確保 【土木対策部】.....	65
4 道路等の障害物除去 【土木対策部】.....	66
5 緊急通行車両の確認申請 【総務対策部】.....	66
6 輸送手段の確保 【総務対策部、避難・生活支援部、消防部】.....	67
7 緊急輸送の実施 【総務対策部、避難・生活支援部】.....	68
8 物資等集積場所の設置 【避難・生活支援部】.....	68
第6 応援・受援	69
1 応援要請 【事務局、総務対策部、消防部】.....	69
2 受援体制の整備 【総務対策部】.....	70
3 災害派遣部隊及び応援職員の要請変更及び撤収 【事務局、総務対策部、消防部】.....	71
第3節 人命を守るための対策	72
第1 医療・救護対策	72
1 医療・救護体制の確立 【救護対策部】.....	72
2 応急救護所の設置 【救護対策部、消防部】.....	73
3 医療・救護活動 【救護対策部、消防部】.....	74
4 健康支援対策 【救護対策部】.....	76
第2 消火・救急・救助対策	76
1 活動体制の確立 【消防部】.....	76
2 火災防ぎょ活動 【消防部】.....	77
3 救急・救助活動 【消防部】.....	78
4 消防相互応援 【消防部】.....	80
第3 避難対策	80
1 避難指示等 【事務局】.....	80
2 避難誘導 【消防部、大和警察署】.....	83
3 広域避難の協議等 【事務局】.....	83
第4 行方不明者、遺体対策	83
1 行方不明者の搜索 【大和警察署、避難・生活支援部】.....	83
2 遺体対策 【救護対策部、大和警察署】.....	85
3 遺体の引渡し 【救護対策部、大和警察署】.....	86
4 遺体の埋火葬 【救護対策部、避難・生活支援部】.....	87
第5 各種災害時の応急対策	88
1 南海トラフ地震の応急対策計画 【全ての部】.....	88
2 火山災害時の応急対策計画 【全ての部】.....	90
3 雪害時の応急対策計画 【全ての部】.....	91

目次

4 航空災害時の応急対策計画 【全ての部】	93
5 道路災害時への応急対策計画 【全ての部】	96
6 放射性物質災害時の応急対策計画 【全ての部】	99
7 危険物等災害時の応急対策計画 【全ての部】	102
8 大規模火災時の応急対策計画 【全ての部】	105
9 その他の災害時の応急対策計画 【全ての部】	108
第4節 生活を守るための対策	111
第1 避難生活支援対策	111
1 避難所の開設 【事務局、救護対策部、避難・生活支援部】	111
2 避難所の管理運営 【救護対策部、避難・生活支援部】	116
3 避難所の統合、閉鎖 【事務局、避難・生活支援部】	117
4 帰宅困難者への対応 【総務対策部、避難・生活支援部】	117
5 指定避難所外に避難する被災者への配慮 【救護対策部、避難・生活支援部】	118
第2 要配慮者対策	119
1 避難行動要支援者の避難や安否確認等 【救護対策部】	119
2 要配慮者に対する避難所での応急支援 【救護対策部、避難・生活支援部】	120
3 福祉避難所等の確保と移送 【救護対策部】	122
4 要配慮者への健康相談等 【救護対策部】	124
5 要配慮者向け応急仮設住宅の供給 【救護対策部、土木対策部】	125
第3 飲料水及び生活用水の供給対策	126
1 飲料水の確保 【避難・生活支援部】	126
2 飲料水以外の生活用水の供給 【避難・生活支援部】	127
第4 食料等の供給対策	128
1 食料等の調達 【避難・生活支援部】	128
2 食料等供給計画 【避難・生活支援部】	129
3 炊き出しの実施、支援等 【避難・生活支援部】	129
第5 生活必需物資等供給対策	130
1 生活必需物資等の調達 【避難・生活支援部】	130
2 生活必需物資等の支給 【避難・生活支援部】	131
第6 ライフライン等の応急対策	132
1 情報連絡体制の確保 【事務局】	132
2 上水道の応急対策 【県企業庁海老名水道営業所、避難・生活支援部、土木対策部】	133
3 下水道の応急対策 【土木対策部】	133
4 電気の応急対策 【東京電力パワーグリッド(株)]	134
5 ガスの応急対策 【東京ガスネットワーク(株)、LPガス事業者】	134
6 通信関係の応急対策 【NTT 東日本(株)、NTTドコモビジネス(株)、(株)NTTドコモ、KDDI	

目次

(株)	135
7 バス会社の安全措置 【神奈川中央交通(株)、相鉄バス(株)】	135
第5節 生活再建に向けた対策	137
第1 防疫・清掃対策	137
1 防疫等活動 【救護対策部】	137
2 災害用トイレの設置、管理 【避難・生活支援部、土木対策部】	138
3 災害廃棄物の処理 【避難・生活支援部】	139
第2 障害物の除去対策	141
1 河川等の障害物の除去 【土木対策部】	141
2 住家に係る障害物の除去 【土木対策部】	142
第3 文教対策	143
1 児童、生徒の安全確保 【避難・生活支援部】	143
2 文教施設等の応急対策 【救護対策部、避難・生活支援部】	144
3 応急教育の実施 【避難・生活支援部】	145
4 学用品の調達・支給 【避難・生活支援部】	146
5 園児・児童などの安全確保 【救護対策部】	146
6 応急保育の実施 【救護対策部】	147
第4 警備対策	148
1 災害警備体制の確立 【大和警察署】	148
2 災害応急対策活動 【大和警察署】	148
3 防犯パトロール 【事務局、消防部、自治会】	149
第5 ボランティア活動支援対策	149
1 災害ボランティアセンターの設置 【救護対策部、市社会福祉協議会】	149
2 災害ボランティアセンターの運営 【救護対策部、市社会福祉協議会】	151
第6 住宅対策	154
1 被災建築物の応急危険度判定 【土木対策部】	154
2 被災宅地の危険度判定 【土木対策部】	157
3 被災住宅の応急修理 【土木対策部】	159
4 公共、民間住宅の確保 【土木対策部】	161
5 建設型応急住宅の用地確保、建設等 【土木対策部】	162
6 家屋の被害認定調査 【総務対策部】	164
第2章 災害復旧・復興対策	165
第1節 被災者の生活再建支援	165
1 被災者の経済的再建支援 【事務局、総務対策部、救護対策部、避難・生活支援部、消防部】	165
2 精神的支援 【救護対策部、避難・生活支援部】	175

目次

3 要配慮者への支援 【事務局、救護対策部、避難・生活支援部】	175
4 社会福祉施設、社会復帰施設等 【救護対策部】	176
5 生活環境の確保 【事務局、救護対策部、避難・生活支援部】	177
6 教育の再建 【避難・生活支援部】	178
7 社会教育施設、文化施設、文化財等 【避難・生活支援部】	179
8 ボランティア活動支援 【救護対策部】	179
9 情報の提供 【事務局、総務対策部】	180
第2節 地域経済の復興支援	181
1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施 【避難・生活支援部】	181
2 金融・税制面での支援 【避難・生活支援部】	181
3 事業の場の確保 【避難・生活支援部】	182
4 農林水産業者等に対する支援 【避難・生活支援部】	183
第3節 災害復旧	184
1 公共施設の災害復旧事業計画 【総務対策部、救護対策部、避難・生活支援部、土木対策部】	184
2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画 【総務対策部】	186
3 産業の復旧 【避難・生活支援部】	188
4 激甚法による災害復旧事業 【総務対策部】	188
第4節 災害復興	190
1 復興計画策定に係る庁内組織の設置 【総務対策部】	190
2 人的資源の確保 【総務対策部】	191
3 復興対策の実施 【事務局、総務対策部、救護対策部、避難・生活支援部、土木対策部】	191

第1章 災害応急対策

第1節 活動体制の確立

第1 地震災害時の活動体制の確立

1 地震に関する情報の収集、伝達

【市長室】

(1) 地震に関する情報の把握、収集

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	危機管理課	地震による揺れを感知したときは、市の震度情報を各種手段で確認する ・全国瞬時警報システム（Jアラート） ・緊急地震速報 ・気象情報提供会社からのメールの自動配信 ・綾瀬市消防本部に設置された計測震度計 ・県防災行政通信網 ・その他（ラジオ、テレビ、インターネット等）		●						
1-2	危機管理課	南海トラフ沿いで発生した異常な現象の観測結果や分析結果について、気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」を発表したときは、その情報を把握する		●						

(2) 地震に関する情報の伝達

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	危機管理課	市職員に対して、庁内放送、庁内電話、庁内ネットワーク、職員参集メール、職員用 LINE、口頭等により速やかに地震に関する情報を伝達する		●						
1-2	危機管理課	市民等に対しては、防災行政用無線（同報系）、市ホームページ、広報車等により伝達する		●						

※南海トラフ地震に関連する情報【資料編 資料 4-15】

2 災害警戒本部の設置、運営、廃止

【全ての部】

(1) 災害警戒本部体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	危機管理課	地震災害の動員配備基準の初動体制の基準を満たしたとき、災害警戒本部配備職員は参集準備を行う（災害警戒本部配備職員以外の職員は連絡が取れるようにする）		●						
1-2	危機管理課	地震災害の動員配備基準の初動体制の基準を満たしたとき、館内放送等により災害警戒本部配備職員に動員を伝達する（勤務時間外は、自動参集）		●						
1-3	危機管理課	災害警戒本部配備職員は定められた場所に参集する（災害警戒本部配備職員以外の職員は勤務場所に待機（時間外は自宅待機）する）		●						
1-4	危機管理課	職員参集状況を把握する		●						

(2) 災害警戒本部を設置する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	参集部署	定められた場所※に災害警戒本部を設営する		●						
2-2	参集部署	庁舎が被災したときは、公共施設の中から適宜場所を選定し、災害警戒本部を設営する		●						
2-3	参集部署	災害警戒本部運営に必要な書類・資機材等を準備する		●						
2-4	参集部署	災害警戒本部設置について、防災関係機関等に連絡する		●						
2-5	秘書広報課	災害警戒本部設置について、住民に広報する		●						

※J1-1会議室、庁議室

(3) 情報収集・整理・伝達を行う

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	危機管理課	テレビ、インターネット、災害情報管理システム等の情報をモニタリングする		●						
3-2	危機管理課	県くらし安全防災局や隣接自治体と連絡調整し、必要な対応を協議する		●						
3-3	参集部署	被害情報等を収集し対応する		●						
3-4	参集部署	被害情報等があるときは、災害警戒本部に報告する		●						
3-5	危機管理課	収集した情報を整理する		●						

(4) 災害警戒本部を運営する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
4-1	全班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握し、市本部に報告する		●						
4-2	危機管理課	本部長の判断を受け、災害警戒本部会議の開催準備を行う		●						
4-3	危機管理課	災害警戒本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する		●						
4-4	危機管理課	当面の市の対応方針を市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に報告する		●						
4-5	秘書広報課	当面の市の対応方針について、住民に広報する		●						

(5) 災害警戒本部を解除する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
5-1	危機管理課	整理された情報等をもとに災害警戒本部配備職員が協議を行い、体制の解除を検討する		●						
5-2	危機管理課	協議により、警戒体制の解除が決定されたときは、館内放送等により動員職員に伝達する		●						
5-3	危機管理課	体制の移行が必要なときは、市長、副市長又は教育長に災害対策本部の設置について相談する		●						

※綾瀬市動員配備基準表【資料編 資料 3-1】

※綾瀬市災害警戒本部体制図【資料編 資料 3-2】

※綾瀬市災害警戒本部事務分掌【資料編 資料 3-3】

※綾瀬市災害警戒本部設置要領【資料編 資料 11-6】

3 災害対策本部の設置、運営、廃止

【全ての部】

(1) 災害対策本部体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	全班	地震による激しい揺れを感知したときは、市の震度情報をテレビ、ラジオ、インターネット等で確認する		●						
1-2	全班	市域の震度が下記の場合、配備職員は、定められた場所に参集する ・市域の震度が5弱のときは、災害対策本部1号配備職員は直ちに定められた場所に参集する ・南海トラフ地震臨時情報（調査中又は巨大地震注意）が発表されたときは、災害対策本部1号配備職員は直ちに定められた場所に参集する ・神奈川県東部で長周期地震動の階級3以上が観測されたときは、災害対策本部1号配備職員は直ちに定められた場所に参集する			●					
1-3	全班	市域の震度が5強以上のときは、全職員は直ちに勤務場所に参集する場所に参集する		●						
1-4	指揮調整班	勤務時間内のときは、館内放送等により各班に動員を伝達する		●						
1-5	全班	勤務時間外に参集するときは、参集途上の被害概況を把握し、被害状況、参集状況等を本部事務局に報告する		●						
1-6	指揮調整班	職員参集状況を把握する		●						

(2) 災害対策本部を設置する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	指揮調整班	市長の決定を受け、定められた場所※1 に災害対策本部を設営する		●						
2-2	指揮調整班	庁舎が被災したときは、災害対策本部長の判断に基づき、定められた場所※2 に設置し、災害対策本部を設営する		●						
2-3	指揮調整班	災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する		●						
2-4	指揮調整班	災害対策本部設置について、市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に連絡する		●						
2-5	広報班 指揮調整班	災害対策本部設置について、住民に広報する		●						

(3) 災害対策本部を運営する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	全班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握し、市本部に報告する		●						
3-2	指揮調整班 総務班	本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う		●						
3-3	指揮調整班	災害対策本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する		●						
3-4	指揮調整班	特定の地域に被害が集中し、局地的な対応が必要なときは、現地災害対策本部を設置する		●						
3-5	指揮調整班	当面の市の対応方針を市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に報告する		●						
3-6	広報班	当面の市の対応方針について、住民に広報する		●						

第1章 災害応急対策
第1節 活動体制の確立

(4) 災害対策本部を閉鎖する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
4-1	全班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握し、市本部に報告する							●	
4-2	指揮調整班 総務班	災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の閉鎖を決定する							●	
4-3	指揮調整班	災害対策本部の閉鎖について、県くらし安全防災局、防災関係機関等に連絡する							●	
4-4	指揮調整班	災害対策本部閉鎖について、住民に広報する							●	
4-5	指揮調整班	災害対策本部体制の解除又は災害警戒本部体制等への移行について、館内放送等により動員職員に伝達する							●	

※1：本部会議の開催場所（市役所事務棟 1 階 J1-1 会議室、3 階庁議室）、応急対策調整室（市役所窓口棟 3 階会議室）、関係機関のリエゾン等の執務室（市役所窓口棟 3 階会議室）

※2：第 1 代替場所：消防庁舎 3 階講堂

※綾瀬市動員配備基準表【資料編 資料 3-1】

※綾瀬市災害対策本部体制図【資料編 資料 3-4】

※綾瀬市災害対策本部事務分掌【資料編 資料 3-5】

※災害対策本部会議実施概要【資料編 資料 3-6】

※綾瀬市防災会議条例【資料編 資料 11-1】

※綾瀬市防災会議運営要綱【資料編 資料 11-2】

※綾瀬市防災会議委員名簿【資料編 資料 11-3】

※綾瀬市災害対策本部条例【資料編 資料 11-4】

※綾瀬市災害対策本部規則【資料編 資料 11-5】

第2 風水害時の活動体制の確立

1 気象情報等の収集・伝達

【市長室、福祉部、消防本部】

(1) 気象情報等の収集

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	危機管理課	台風接近時や集中豪雨等が予想される場合は、市域に係る次の情報の発表状況を確認する ・特別警報、警報、注意報 ・土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒判定メッシュ情報、土砂災害緊急情報 ・水防活動用気象等警報及び注意報 ・水防警報 ・河川の水位情報（氾濫警戒情報） ・火災気象通報 ・その他気象情報（顕著な大雨に関する気象情報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報等）	●							
1-2	危機管理課	県災害情報管理システム等により雨量や河川水位観測情報等を収集する	●							

(2) 気象情報等の伝達

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	危機管理課	市職員に対して、庁内放送、庁内電話、庁内ネットワーク、職員参集メール、職員用 LINE、口頭等により速やかに大雨等に関する特別警報、大雨警報等の気象に関する情報を伝達する	●							
2-2	危機管理課	市民等に対しては、市防災行政無線、Ｌアラート、市ホームページ、安全・安心メール等により伝達する	●							

※気象庁注意報・警報の種類及び発表基準等【資料編 資料 4-16】
※気象等に関する情報【資料編 資料 4-17】

2 水防活動

【消防本部、市長室、産業振興部】

(1) 水防体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月		
1-1	危機管理課	市内で小規模の局地的な災害の発生が確認されたとき、又は災害発生が予測されるときは、副市長に連絡する	●								消防本部
1-2	危機管理課	副市長の決定を受け、水防体制を確立する	●								消防本部
1-3	危機管理課	副市長の判断を受け、決定された配備体制を確認する	●								消防本部
1-4	危機管理課	水防体制の確立について、下記の方法を用いて動員職員に伝達する ・勤務時間内の場合、庁内電話 ・勤務時間外の場合、電話、職員参集メール（職員用 LINE） 又は防災行政無線	●								消防本部
1-5	全班	動員職員は所定の参集場所に参集し、職員の参集状況を総務班に報告する	●								
1-6	危機管理課 職員課	職員参集状況を把握する	●								

(2) 水防活動の活動拠点を設置する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月		
2-1	危機管理課	定められた場所※1 水防活動の活動拠点を設営する	●								
2-2	危機管理課	活動拠点に必要な書類・資機材等を準備する	●								
2-3	危機管理課	活動拠点設置について、市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に連絡する	●								
2-4	秘書広報課	活動拠点設置について、住民に広報する	●								

(3) 水防活動の活動拠点を運営する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	全課	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握し、活動拠点に報告する	●							消防本部
3-2	危機管理課	本部長の判断を受け、関係者会議の開催準備を行う	●							消防本部
3-3	危機管理課	水防関係者会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する	●							消防本部
3-4	危機管理課	当面の市の対応方針を市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に報告する	●							消防本部
3-5	秘書広報課	当面の市の対応方針について、住民に広報する	●							

(4) 水防体制を解除する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
4-1	危機管理課	適宜、横浜地方気象台や県くらし安全防災局と連絡調整するとともに、雨量や河川水位や隣接自治体の災害発生状況等を県ホームページ等で確認する	●							横浜地方気象台 県
4-2	危機管理課	水防関係者会議を開催し、市長と協議の上、災害警戒本部への移行又は水防活動の活動拠点の閉鎖を決定する	●							消防本部
4-3	危機管理課	災害警戒本部の閉鎖について、県くらし安全防災局、防災関係機関等に連絡する	●							消防本部
4-4	秘書広報課	水防活動の活動拠点閉鎖について、住民に広報する	●							消防本部
4-5	危機管理課	災害警戒本部体制への移行又は水防体制の解除について、庁内電話等により動員職員に伝達する	●							

※1：水防活動の活動拠点の設置場所（J1-1 会議室、庁議室）

第1章 災害応急対策
第1節 活動体制の確立

- ※綾瀬市動員配備基準表【資料編 資料 3-1】
- ※重要水防箇所等【資料編 資料 5-1】
- ※市内の取水堰及び堰【資料編 資料 5-2】
- ※水位観測所【資料編 資料 5-3】
- ※水防警報の種類、内容及び発令基準、伝達系統【資料編 資料 5-4】
- ※水防管理団体水防実施状況報告書【資料編 資料 5-5】

3 災害警戒本部の設置、運営、廃止(風水害対応) 【全ての部】

(1) 災害警戒本部体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
1-1	危機管理課	市内で小規模の局地的な災害の発生が確認されたとき、又は災害発生が予測されるときは、副市長に連絡する	●							
1-2	危機管理課	副市長の決定を受け、災害警戒本部を設置する	●							
1-3	危機管理課	副市長の判断を受け、決定された配備体制を確認する	●							
1-4	秘書広報課	災害警戒本部体制の確立について、下記の方法を用いて動員職員に伝達する ・勤務時間内の場合、庁内電話、チャット ・勤務時間外の場合、電話、職員参集メール（職員用 LINE）又は防災行政無線	●							
1-5	全班	動員職員は所定の参集場所に参加し、職員の参集状況を総務班に報告する	●							
1-6	危機管理課 職員課	職員参集状況を把握する	●							

(2) 災害警戒本部を設置する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
2-1	危機管理課	定められた場所※1 災害警戒本部を設営する	●						
2-2	危機管理課	災害警戒本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	●						
2-3	危機管理課	災害警戒本部設置について、市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に連絡する	●						
2-4	秘書広報課	災害警戒本部設置について、住民に広報する	●						

※1：災害対策本部の活動拠点の設置場所（J1-1 会議室、庁議室）

(3) 災害警戒本部を運営する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
3-1	全課	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握し、市本部に報告する		●					
3-2	危機管理課	本部長の判断を受け、災害警戒本部会議の開催準備を行う		●					
3-3	危機管理課	災害警戒本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する		●					
3-4	危機管理課	当面の市の対応方針を市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に報告する		●					
3-5	秘書広報課	当面の市の対応方針について、住民に広報する		●					

(4) 災害警戒本部を閉鎖する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
4-1	全課	適宜、横浜地方気象台や県くらし安全防災局と連絡調整するとともに、雨量や河川水位や隣接自治体の災害発生状況等を県ホームページ等で確認する			●				
4-2	危機管理課	災害警戒本部会議を開催し、市長と協議の上、災害対策本部への移行又は災害警戒本部の閉鎖を決定する			●				
4-3	危機管理課	災害警戒本部の閉鎖について、県くらし安全防災局、防災関係機関等に連絡する			●				
4-4	危機管理課	災害警戒本部閉鎖について、住民に広報する			●				
4-5	秘書広報課	災害対策本部体制への移行又は災害警戒本部体制の閉鎖について、庁内電話等により動員職員に伝達する			●				

※1：災害警戒本部の設置場所（J1-1 会議室、庁議室）

※綾瀬市動員配備基準表【資料編 資料 3-1】

※綾瀬市災害警戒本部体制図【資料編 資料 3-2】

※綾瀬市災害警戒本部事務分掌【資料編 資料 3-3】

※綾瀬市災害警戒本部設置要領【資料編 資料 11-6】

4 災害対策本部の設置、運営、廃止

【全ての部】

(1) 災害対策本部体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	指揮調整班	市内で小規模の局地的な災害の発生が確認されたときは、市長に連絡する		●						
1-2	指揮調整班	市長の決定を受け、災害対策本部を設置する		●						
1-3	指揮調整班	市長の判断を受け、決定された配備体制を確認する		●						
1-4	指揮調整班	災害対策本部体制の確立について、下記の方法を用いて動員職員に伝達する ・勤務時間内の場合、庁内電話、チャット ・勤務時間外の場合、電話、職員参集メール（職員用 LINE） 又は防災行政無線		●						
1-5	全班	動員職員は所定の参集場所に参集し、職員の参集状況を本部事務局に報告する		●						
1-6	指揮調整班	職員参集状況を把握する		●						

(2) 災害対策本部を設置する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	指揮調整班	市長の決定を受け、定められた場所※1 に災害対策本部を設営する		●						
2-2	指揮調整班	庁舎が被災したときは、災害対策本部長の判断に基づき、定められた場所※2 に設置し、災害対策本部を設営する		●						
2-3	指揮調整班	災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する		●						
2-4	指揮調整班	災害対策本部設置について、市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に連絡する		●						
2-5	広報班	災害対策本部設置について、住民に広報する		●						

(3) 災害対策本部を運営する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	指揮調整班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握し、市本部に報告する		●						
3-2	指揮調整班	本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う		●						
3-3	指揮調整班	災害対策本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する		●						
3-4	指揮調整班	特定の地域に被害が集中し、局地的な対応が必要なときは、現地災害対策本部を設置する		●						
3-5	広報班	当面の市の対応方針を市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に報告する		●						

(4) 災害対策本部を閉鎖する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
4-1	全班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握し、市本部に報告する							●	
4-2	指揮調整班 総務班	災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の閉鎖を決定する							●	
4-3	指揮調整班	災害対策本部の閉鎖について、県くらし安全防災局、防災関係機関等に連絡する							●	
4-4	広報班	災害対策本部閉鎖について、住民に広報する							●	
4-5	指揮調整班	災害対策本部体制の解除又は災害警戒本部体制等への移行について、館内放送等により動員職員に伝達する							●	

※1：本部会議の開催場所（市役所事務棟 1 階 J1-1 会議室、3 階庁議室）、応急対策調整室（市役所窓口棟 3 階会議室）、関係機関のリエゾン等の執務室（市役所窓口棟 3 階会議室）

※2：第 1 代替場所：消防庁舎 3 階講堂

※綾瀬市動員配備基準表【資料編 資料 3-1】

※綾瀬市災害対策本部体制図【資料編 資料 3-4】

※綾瀬市災害対策本部事務分掌【資料編 資料 3-5】

※災害対策本部会議実施概要【資料編 資料 3-6】

※綾瀬市防災会議条例【資料編 資料 11-1】

※綾瀬市防災会議運営要綱【資料編 資料 11-2】

※綾瀬市防災会議委員名簿【資料編 資料 11-3】

※綾瀬市災害対策本部条例【資料編 資料 11-4】

※綾瀬市災害対策本部規則【資料編 資料 11-5】

第3 その他災害時の活動体制の確立

1 火山災害時の活動体制の確立

【全ての部】

(1) 降灰対策本部体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	指揮調整 班 道路班	噴火警戒レベルの発表状況を把握する		●						横浜地方 気象台
1-2	指揮調整 班 道路班	降灰状況等を把握する		●						
1-3	指揮調整 班 道路班	厚木土木事務所東部や防災関係 機関と連絡調整し、降灰対策等 の必要性について検討する		●						厚木土木 事務所
1-4	指揮調整 班 道路班	降灰対策本部体制を確立する		●						厚木土木 事務所
1-5	指揮調整 班 道路班	重要箇所のモニタリングを行う		●						厚木土木 事務所
1-6	指揮調整 班 道路班	必要に応じて、除灰を行う		●						厚木土木 事務所

(2) 降灰対策本部体制を解除する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	指揮調整 班 道路班	降灰状況や除灰状況を把握する		●						横浜地方 気象台 厚木土木 事務所
2-2	指揮調整 班 道路班	天候や状況が悪化することが予測 できるときは、災害対策本部体制 の準備を行う		●						
2-3	指揮調整 班 道路班	災害対策本部体制へ移行する ときは、庁内電話等により動員職員に 伝達する		●						
2-4	指揮調整 班 道路班	警戒をする必要がなくなった ときは、除灰対策本部体制を解除する		●						

(3) 災害対策本部体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	本部事務 局 道路班	降灰状況や除灰状況を把握する		●						横浜地方 気象台 厚木土木 事務所
3-2	本部事務 局 道路班	災害対策本部設置基準に該当する 場合は、市長に連絡する		●						
3-3	本部事務 局 道路班	市長の決定を受け、災害対策本部 を設置する		●						
3-4	本部事務 局 道路班	副市長の判断を受け、決定された 配備体制を確認する		●						
3-5	本部事務 局 道路班	災害対策本部体制について、庁内 電話等により動員職員に伝達する		●						
3-6	全班	動員職員は所定の参集場所に参集 し、職員の参集状況を総務班に報 告する		●						
3-7	総務班	職員参集状況を把握する		●						

(4) 災害対策本部を設置する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
4-1	本部事務局 道路班	市長の決定を受け、定められた場所※1 に災害対策本部を設営する		●						横浜地方 気象台 厚木土木 事務所
4-2	本部事務局 道路班	災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する		●						
4-3	本部事務局 道路班	災害対策本部設置について、市職員、県、防災関係機関等に連絡する		●						
4-4	本部事務局 道路班	災害対策本部設置について、住民に広報する		●						

(5) 災害対策本部を運営する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
5-1	本部事務局 道路班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する		●						横浜地方 気象台 厚木土木 事務所
5-2	本部事務局 道路班	本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う		●						
5-3	本部事務局 道路班	災害対策本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する		●						
5-4	広報班	当面の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する		●						

(6) 災害対策本部を閉鎖する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
6-1	本部事務局 道路班	適宜、横浜地方気象台、厚木土木事務所と連絡調整するとともに、降灰量を確認する			●				横浜地方気象台 厚木土木事務所
6-2	本部事務局 道路班	災害対策本部会議を開催し、市長と協議の上、災害対策本部への移行又は災害対策本部の閉鎖を決定する			●				
6-3	本部事務局 道路班	災害対策本部の閉鎖について、県、防災関係機関等に連絡する			●				
6-4	広報班	災害対策本部閉鎖について住民に広報する			●				
6-5	本部事務局 道路班	災害対策本部体制の解除について、庁内電話等により動員職員に伝達する			●				

2 雪害時の活動体制の確立

【全ての部】

(1) 除雪対策本部体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
1-1	指揮調整 班 道路班	大雪警報の発表状況を把握する	●							横浜地方 気象台
1-2	指揮調整 班 道路班	今後の降雪見込みや積雪状況等を把握する	●							横浜地方 気象台
1-3	指揮調整 班 道路班	厚木土木事務所や防災関係機関と連絡調整し、除雪対策等の必要性について検討する	●							厚木土木 事務所
1-4	指揮調整 班 道路班	除雪対策本部体制を確立する	●							厚木土木 事務所
1-5	指揮調整 班 道路班	重要箇所のモニタリングを行う	●							厚木土木 事務所
1-6	指揮調整 班 道路班	必要に応じて、除雪を行う	●							厚木土木 事務所

(2) 除雪対策本部体制を解除する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
2-1	指揮調整 班 道路班	積雪状況や除雪状況を把握する	●							横浜地方 気象台 厚木土木 事務所
2-2	指揮調整 班 道路班	天候や状況が悪化することが予測できるときは、豪雪対策本部体制の準備を行う	●							
2-3	指揮調整 班 道路班	災害対策本部体制へ移行するときは、庁内電話等により動員職員に伝達する	●							
2-4	指揮調整 班 道路班	警戒をする必要がなくなったときは、除雪対策本部体制を解除する	●							

(3) 災害対策本部体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	本部事務局 道路班	積雪状況や除雪状況を把握する		●						横浜地方 気象台 厚木土木 事務所
3-2	本部事務局 道路班	災害対策本部設置基準に該当する 場合は、副市長に連絡する		●						
3-3	本部事務局 道路班	副市長の決定を受け、災害対策本 部を設置する		●						
3-4	本部事務局 道路班	副市長の判断を受け、決定された 配備体制を確認する		●						
3-5	本部事務局 道路班	災害対策本部体制について、庁内 電話等により動員職員に伝達する		●						
3-6	全班	動員職員は所定の参集場所に参集 し、職員の参集状況を総務班に報 告する		●						
3-7	総務班	職員参集状況を把握する		●						

(4) 災害対策本部を設置する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
4-1	本部事務局 道路班	市長の決定を受け、定められた場 所※1 に災害対策本部を設営する		●						横浜地方 気象台 厚木土木 事務所
4-2	本部事務局 道路班	災害対策本部運営に必要な書類・ 資機材等を準備する		●						
4-3	本部事務局 道路班	災害対策本部設置について、市職 員、県、防災関係機関等に連絡す る		●						
4-4	広報班	災害対策本部設置について、住民 に広報する		●						

(5) 災害対策本部を運営する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
5-1	本部事務局 道路班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する		●						横浜地方 気象台 厚木土木 事務所
5-2	本部事務局 道路班	本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う		●						
5-3	本部事務局 道路班	災害対策本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する		●						
5-4	広報班	当面の市の対応方針を市職員、県、防災関係機関等に報告する		●						

(6) 災害対策本部を閉鎖する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
6-1	本部事務局 道路班	適宜、横浜地方気象台、厚木土木事務所と連絡調整するとともに、降灰量を確認する			●					横浜地方 気象台 厚木土木 事務所
6-2	本部事務局 道路班	災害対策本部会議を開催し、市長と協議の上、災害対策本部への移行又は災害対策本部の閉鎖を決定する			●					
6-3	本部事務局 道路班	災害対策本部の閉鎖について、県、防災関係機関等に連絡する			●					
6-4	広報班	災害対策本部閉鎖について住民に広報する			●					
6-5	本部事務局 道路班	災害対策本部体制の解除について、庁内電話等により動員職員に伝達する			●					

3 航空災害時の活動体制の確立

【全ての部】

(1) 初動体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	指揮調整班	市内で大規模な災害が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、消防本部、大和警察署等と連絡調整し、災害の概要を把握する		●						消防本部、大和警察署
1-2	指揮調整班	勤務時間外の場合は、提供を受けた情報や報道されている情報等をもとに、室長等に連絡し、協議の上、必要な体制を検討する		●						
1-3	指揮調整班	初動対策体制の確立が決定されたときは、電話、館内放送施設等により危機管理課員及びあらかじめ指定された職員に動員を伝達する		●						
1-4	指揮調整班	テレビ、インターネット等の情報をモニタリングする		●						
1-5	指揮調整班	消防本部、大和警察署等から災害の進展状況等を把握する		●						消防本部、大和警察署
1-6	指揮調整情報班	整理された情報等をもとに、室長等に連絡し、協議の上、災害対策本部体制への移行又は体制の解除を検討する		●						
1-7	指揮調整班	災害対策本部体制へ移行するときは、庁内電話等により動員職員に伝達する		●						

(2) 初動体制を解除する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	指揮調整班	被害状況や復旧状況を把握する		●						
2-2	指揮調整班	復旧活動の長期化等により体制の強化が必要なときは、災害対策本部体制の準備を行う		●						
2-3	指揮調整班	災害対策本部体制へ移行するときは、庁内電話等により動員職員に伝達する		●						
2-4	指揮調整班	警戒をする必要がなくなったときは、初動体制を解除する		●						

(3) 災害対策本部体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	指揮調整班	市長の判断を受け、決定された配備体制を確認する		●						
3-2	総務班	災害対策本部体制について、庁内電話等により動員職員に伝達する		●						
3-3	全班	動員職員は所定の参集場所に参集し、職員の参集状況を総務班に報告する		●						
3-4	総務班	参集職員状況を把握する		●						
3-5	全班	航空災害に関連する所管施設又は施設周辺の被害概況を調査し、異常の有無を確認する		●						
3-6	全班	異常があるときは、情報班に報告する		●						
3-7	情報班	収集した情報を整理する		●						

(4) 災害対策本部を設置する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
4-1	指揮調整班	市長の決定を受け、定められた場所※1 に災害対策本部を設営する		●						
4-2	指揮調整班	災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する		●						
4-3	指揮調整班	災害対策本部設置について、市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に連絡する		●						
4-4	広報班	災害対策本部設置について、住民に広報する		●						

(5) 災害対策本部を運営する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
5-1	全班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握し、災害対策本部に報告する		●						
5-2	指揮調整班	本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う		●						
5-3	指揮調整班	災害対策本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する		●						
5-4	指揮調整班	当面の市の対応方針を市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に報告する		●						
5-5	広報班	当面の市の対応方針について、住民に広報する		●						

(6) 災害対策本部を閉鎖する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
6-1	指揮調整班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する		●						
6-2	指揮調整班	災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の閉鎖を決定する		●						
6-3	指揮調整班	災害対策本部の閉鎖について、市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に連絡する		●						
6-4	広報班	災害対策本部閉鎖について、住民に広報する		●						
6-5	指揮調整班	災害対策本部体制の解除について、庁内電話等により動員職員に伝達する		●						

4 道路災害時の活動体制の確立

【全ての部】

(1) 初動体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	指揮調整班	市内で大規模な災害が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、消防本部、大和警察署等と連絡調整し、災害の概要を把握する		●						消防本部、大和警察署
1-2	指揮調整班	勤務時間外の場合は、提供を受けた情報や報道されている情報等をもとに、室長等に連絡し、協議の上、必要な体制を検討する		●						
1-3	指揮調整班	初動対策体制の確立が決定されたときは、電話、館内放送施設等により危機管理課員及びあらかじめ指定された職員に動員を伝達する		●						
1-4	指揮調整班	テレビ、インターネット等の情報をモニタリングする		●						
1-5	指揮調整班	消防本部、大和警察署等から災害の進展状況等を把握する		●						消防本部、大和警察署
1-6	指揮調整情報班	整理された情報等をもとに、室長等に連絡し、協議の上、災害対策本部体制への移行又は体制の解除を検討する		●						
1-7	指揮調整班	災害対策本部体制へ移行するときは、庁内電話等により動員職員に伝達する		●						

(2) 初動体制を解除する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	指揮調整班	被害状況や復旧状況を把握する		●						
2-2	指揮調整班	復旧活動の長期化等により体制の強化が必要なときは、災害対策本部体制の準備を行う		●						
2-3	指揮調整班	災害対策本部体制へ移行するときは、庁内電話等により動員職員に伝達する		●						
2-4	指揮調整班	警戒をする必要がなくなったときは、初動体制を解除する		●						

(3) 災害対策本部体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	指揮調整班	市長の判断を受け、決定された配備体制を確認する		●						
3-2	総務班	災害対策本部体制について、庁内電話等により動員職員に伝達する		●						
3-3	全班	動員職員は所定の参集場所に参集し、職員の参集状況を総務班に報告する		●						
3-4	総務班	参集職員状況を把握する		●						
3-5	全班	道路災害に関連する所管施設又は施設周辺の被害概況を調査し、異常の有無を確認する		●						
3-6	全班	異常があるときは、情報班に報告する		●						
3-7	情報班	収集した情報を整理する		●						

(4) 災害対策本部を設置する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
4-1	指揮調整班	市長の決定を受け、定められた場所※1 に災害対策本部を設営する		●						
4-2	指揮調整班	災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する		●						
4-3	指揮調整班	災害対策本部設置について、市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に連絡する		●						
4-4	広報班	災害対策本部設置について、住民に広報する		●						

(5) 災害対策本部を運営する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
5-1	全班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握し、災害対策本部に報告する		●						
5-2	指揮調整班	本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う		●						
5-3	指揮調整班	災害対策本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する		●						
5-4	指揮調整班	当面の市の対応方針を市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に報告する		●						
5-5	広報班	当面の市の対応方針について、住民に広報する								

(6) 災害対策本部を閉鎖する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
6-1	指揮調整班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する		●						
6-2	指揮調整班	災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の閉鎖を決定する		●						
6-3	指揮調整班	災害対策本部の閉鎖について、市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に連絡する		●						
6-4	広報班	災害対策本部閉鎖について、住民に広報する		●						
6-5	指揮調整班	災害対策本部体制の解除について、庁内電話等により動員職員に伝達する		●						

5 放射性物質災害時の活動体制の確立

【全ての部】

(1) 初動体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	指揮調整班	市内で大規模な災害が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、消防本部、大和警察署等と連絡調整し、災害の概要を把握する		●						消防本部、大和警察署
1-2	指揮調整班	勤務時間外の場合は、提供を受けた情報や報道されている情報等をもとに、室長等に連絡し、協議の上、必要な体制を検討する		●						
1-3	指揮調整班	初動対策体制の確立が決定されたときは、電話、館内放送施設等により危機管理課員及びあらかじめ指定された職員に動員を伝達する		●						
1-4	指揮調整班	テレビ、インターネット等の情報をモニタリングする		●						
1-5	指揮調整班	消防本部、大和警察署等から災害の進展状況等を把握する		●						消防本部、大和警察署
1-6	指揮調整情報班	整理された情報等をもとに、室長等に連絡し、協議の上、災害対策本部体制への移行又は体制の解除を検討する		●						
1-7	指揮調整班	災害対策本部体制へ移行するときは、庁内電話等により動員職員に伝達する		●						

(2) 初動体制を解除する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	指揮調整班	被害状況や復旧状況を把握する		●						
2-2	指揮調整班	復旧活動の長期化等により体制の強化が必要なときは、災害対策本部体制の準備を行う		●						
2-3	指揮調整班	災害対策本部体制へ移行するときは、庁内電話等により動員職員に伝達する		●						
2-4	指揮調整班	警戒をする必要がなくなったときは、初動体制を解除する		●						

(3) 災害対策本部体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	指揮調整班	市長の判断を受け、決定された配備体制を確認する		●						
3-2	総務班	災害対策本部体制について、庁内電話等により動員職員に伝達する		●						
3-3	全班	動員職員は所定の参集場所に参集し、職員の参集状況を総務班に報告する		●						
3-4	総務班	参集職員状況を把握する		●						
3-5	全班	放射性物質災害に関連する所管施設又は施設周辺の被害概況を調査し、異常の有無を確認する		●						
3-6	全班	異常があるときは、情報班に報告する		●						
3-7	情報班	収集した情報を整理する		●						

第1章 災害応急対策
第1節 活動体制の確立

(4) 災害対策本部を設置する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
4-1	指揮調整班	市長の決定を受け、定められた場所※1 に災害対策本部を設営する		●						
4-2	指揮調整班	災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する		●						
4-3	指揮調整班	災害対策本部設置について、市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に連絡する		●						
4-4	広報班	災害対策本部設置について、住民に広報する		●						

(5) 災害対策本部を運営する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
5-1	全班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握し、災害対策本部に報告する		●						
5-2	指揮調整班	本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う		●						
5-3	指揮調整班	災害対策本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する		●						
5-4	指揮調整班	当面の市の対応方針を市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に報告する		●						
5-5	広報班	当面の市の対応方針について、住民に広報する								

(6) 災害対策本部を閉鎖する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
6-1	指揮調整班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する		●						
6-2	指揮調整班	災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の閉鎖を決定する		●						
6-3	指揮調整班	災害対策本部の閉鎖について、市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に連絡する		●						
6-4	広報班	災害対策本部閉鎖について、住民に広報する		●						
6-5	指揮調整班	災害対策本部体制の解除について、庁内電話等により動員職員に伝達する		●						

6 危険物等災害時の活動体制の確立

【全ての部】

(1) 初動体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	指揮調整班	市内で大規模な災害が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、消防本部、大和警察署等と連絡調整し、災害の概要を把握する		●						消防本部、大和警察署
1-2	指揮調整班	勤務時間外の場合は、提供を受けた情報や報道されている情報等をもとに、室長等に連絡し、協議の上、必要な体制を検討する		●						
1-3	指揮調整班	初動対策体制の確立が決定されたときは、電話、館内放送施設等により危機管理課員及びあらかじめ指定された職員に動員を伝達する		●						
1-4	指揮調整班	テレビ、インターネット等の情報をモニタリングする		●						
1-5	指揮調整班	消防本部、大和警察署等から災害の進展状況等を把握する		●						消防本部、大和警察署
1-6	指揮調整情報班	整理された情報等をもとに、室長等に連絡し、協議の上、災害対策本部体制への移行又は体制の解除を検討する		●						
1-7	指揮調整班	災害対策本部体制へ移行するときは、庁内電話等により動員職員に伝達する		●						

(2) 初動体制を解除する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	指揮調整班	被害状況や復旧状況を把握する		●						
2-2	指揮調整班	復旧活動の長期化等により体制の強化が必要なときは、災害対策本部体制の準備を行う		●						
2-3	指揮調整班	災害対策本部体制へ移行するときは、庁内電話等により動員職員に伝達する		●						
2-4	指揮調整班	警戒をする必要がなくなったときは、初動体制を解除する		●						

(3) 災害対策本部体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	指揮調整班	市長の判断を受け、決定された配備体制を確認する		●						
3-2	総務班	災害対策本部体制について、庁内電話等により動員職員に伝達する		●						
3-3	全班	動員職員は所定の参集場所に参集し、職員の参集状況を総務班に報告する		●						
3-4	総務班	参集職員状況を把握する		●						
3-5	全班	道路災害に関連する所管施設又は施設周辺の被害概況を調査し、異常の有無を確認する		●						
3-6	全班	異常があるときは、情報班に報告する		●						
3-7	情報班	収集した情報を整理する		●						

(4) 災害対策本部を設置する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
4-1	指揮調整班	市長の決定を受け、定められた場所※1 に災害対策本部を設営する	●						
4-2	指揮調整班	災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する	●						
4-3	指揮調整班	災害対策本部設置について、市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に連絡する	●						
4-4	広報班	災害対策本部設置について、住民に広報する	●						

(5) 災害対策本部を運営する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
5-1	全班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握し、災害対策本部に報告する	●						
5-2	指揮調整班	本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う	●						
5-3	指揮調整班	災害対策本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する	●						
5-4	指揮調整班	当面の市の対応方針を市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に報告する	●						
5-5	広報班	当面の市の対応方針について、住民に広報する	●						

(6) 災害対策本部を閉鎖する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
6-1	指揮調整班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する			●					
6-2	指揮調整班	災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の閉鎖を決定する			●					
6-3	指揮調整班	災害対策本部の閉鎖について、市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に連絡する			●					
6-4	広報班	災害対策本部閉鎖について、住民に広報する			●					
6-5	指揮調整班	災害対策本部体制の解除について、庁内電話等により動員職員に伝達する			●					

7 大規模火災時の活動体制の確立

【全ての部】

(1) 初動体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	指揮調整班	市内で大規模な災害が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、消防本部、大和警察署等と連絡調整し、災害の概要を把握する		●						消防本部、大和警察署
1-2	指揮調整班	勤務時間外の場合は、提供を受けた情報や報道されている情報等をもとに、室長等に連絡し、協議の上、必要な体制を検討する		●						
1-3	指揮調整班	初動対策体制の確立が決定されたときは、電話、館内放送施設等により危機管理課員及びあらかじめ指定された職員に動員を伝達する		●						
1-4	指揮調整班	テレビ、インターネット等の情報をモニタリングする		●						
1-5	指揮調整班	消防本部、大和警察署等から災害の進展状況等を把握する		●						消防本部、大和警察署
1-6	指揮調整情報班	整理された情報等をもとに、室長等に連絡し、協議の上、災害対策本部体制への移行又は体制の解除を検討する		●						
1-7	指揮調整班	災害対策本部体制へ移行するときは、庁内電話等により動員職員に伝達する		●						

(2) 初動体制を解除する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	指揮調整班	被害状況や復旧状況を把握する		●						
2-2	指揮調整班	復旧活動の長期化等により体制の強化が必要なときは、災害対策本部体制の準備を行う		●						
2-3	指揮調整班	災害対策本部体制へ移行するときは、庁内電話等により動員職員に伝達する		●						
2-4	指揮調整班	警戒をする必要がなくなったときは、初動体制を解除する		●						

(3) 災害対策本部体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	指揮調整班	市長の判断を受け、決定された配備体制を確認する		●						
3-2	総務班	災害対策本部体制について、庁内電話等により動員職員に伝達する		●						
3-3	全班	動員職員は所定の参集場所に参集し、職員の参集状況を総務班に報告する		●						
3-4	総務班	参集職員状況を把握する		●						
3-5	全班	大規模火災に関連する所管施設又は施設周辺の被害概況を調査し、異常の有無を確認する		●						
3-6	全班	異常があるときは、情報班に報告する		●						
3-7	情報班	収集した情報を整理する		●						

(4) 災害対策本部を設置する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
4-1	指揮調整班	市長の決定を受け、定められた場所※1 に災害対策本部を設営する		●						
4-2	指揮調整班	災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する		●						
4-3	指揮調整班	災害対策本部設置について、市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に連絡する		●						
4-4	広報班	災害対策本部設置について、住民に広報する		●						

(5) 災害対策本部を運営する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
5-1	全班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握し、災害対策本部に報告する		●						
5-2	指揮調整班	本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う		●						
5-3	指揮調整班	災害対策本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する		●						
5-4	指揮調整班	当面の市の対応方針を市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に報告する		●						
5-5	広報班	当面の市の対応方針について、住民に広報する		●						

(6) 災害対策本部を閉鎖する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
6-1	指揮調整班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する			●					
6-2	指揮調整班	災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の閉鎖を決定する			●					
6-3	指揮調整班	災害対策本部の閉鎖について、市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に連絡する			●					
6-4	広報班	災害対策本部閉鎖について、住民に広報する			●					
6-5	指揮調整班	災害対策本部体制の解除について、庁内電話等により動員職員に伝達する			●					

8 その他の災害時の活動体制の確立

【全ての部】

(1) 初動体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	指揮調整班	市内で大規模な災害が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、消防本部、大和警察署等と連絡調整し、災害の概要を把握する		●						消防本部、大和警察署
1-2	指揮調整班	勤務時間外の場合は、提供を受けた情報や報道されている情報等をもとに、室長等に連絡し、協議の上、必要な体制を検討する		●						
1-3	指揮調整班	初動対策体制の確立が決定されたときは、電話、館内放送施設等により危機管理課員及びあらかじめ指定された職員に動員を伝達する		●						
1-4	指揮調整班	テレビ、インターネット等の情報をモニタリングする		●						
1-5	指揮調整班	消防本部、大和警察署等から災害の進展状況等を把握する		●						消防本部、大和警察署
1-6	指揮調整情報班	整理された情報等をもとに、室長等に連絡し、協議の上、災害対策本部体制への移行又は体制の解除を検討する		●						
1-7	指揮調整班	災害対策本部体制へ移行するときは、庁内電話等により動員職員に伝達する		●						

(2) 初動体制を解除する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	指揮調整班	被害状況や復旧状況を把握する		●						
2-2	指揮調整班	復旧活動の長期化等により体制の強化が必要なときは、災害対策本部体制の準備を行う		●						
2-3	指揮調整班	災害対策本部体制へ移行するときは、庁内電話等により動員職員に伝達する		●						
2-4	指揮調整班	警戒をする必要がなくなったときは、初動体制を解除する		●						

(3) 災害対策本部体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	指揮調整班	市長の判断を受け、決定された配備体制を確認する		●						
3-2	総務班	災害対策本部体制について、庁内電話等により動員職員に伝達する		●						
3-3	全班	動員職員は所定の参集場所に参集し、職員の参集状況を総務班に報告する		●						
3-4	総務班	参集職員状況を把握する		●						
3-5	全班	関連する所管施設又は施設周辺の被害概況を調査し、異常の有無を確認する		●						
3-6	全班	異常があるときは、情報班に報告する		●						
3-7	情報班	収集した情報を整理する		●						

(4) 災害対策本部を設置する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
4-1	指揮調整班	市長の決定を受け、定められた場所※1 に災害対策本部を設営する		●						
4-2	指揮調整班	災害対策本部運営に必要な書類・資機材等を準備する		●						
4-3	指揮調整班	災害対策本部設置について、市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に連絡する		●						
4-4	広報班	災害対策本部設置について、住民に広報する		●						

(5) 災害対策本部を運営する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
5-1	全班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握し、災害対策本部に報告する		●						
5-2	指揮調整班	本部長の判断を受け、災害対策本部会議の開催準備を行う		●						
5-3	指揮調整班	災害対策本部会議を開催し、当面の市の対応方針を決定する		●						
5-4	指揮調整班	当面の市の対応方針を市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に報告する		●						
5-5	広報班	当面の市の対応方針について、住民に広報する		●						

(6) 災害対策本部を閉鎖する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
6-1	指揮調整班	被害情報や対応状況、事態の進展等を逐次把握する			●				
6-2	指揮調整班	災害対策本部会議を開催し、災害対策本部の閉鎖を決定する			●				
6-3	指揮調整班	災害対策本部の閉鎖について、市職員、県くらし安全防災局、防災関係機関等に連絡する			●				
6-4	広報班	災害対策本部閉鎖について、住民に広報する			●				
6-5	指揮調整班	災害対策本部体制の解除について、庁内電話等により動員職員に伝達する			●				

第2節 災害対応の調整・組織間連携

第1 情報収集伝達

1 災害時の通信手段の確保

【事務局】

(1) 有線電話等の通信機能を確保する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	指揮調整 班 情報班	電話、インターネット等の通信機器の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する		●						
1-2	指揮調整 班 情報班	災害時優先電話の切換えを行い、各班に周知する		●						
1-3	指揮調整 班 情報班	必要に応じて、設備会社へ連絡し、施設設備の復旧を行う		●						
1-4	指揮調整 班 情報班	必要に応じて、NTT 東日本株式会社に対し、応急回線の確保、電話回線輻輳の緩和及び電話の疎通確保を要請する		●						NTT 東日本株式会社

(2) 無線の通信機能を確保する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	指揮調整 班 情報班	県防災行政無線の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認する		●						県
2-2	指揮調整 班 情報班	必要に応じて、設備会社へ連絡し、施設設備の復旧を行う		●						

※綾瀬市防災行政用無線局管理運用規程【資料編 資料 4-1】

※綾瀬市防災行政用無線系統図【資料編 資料 4-2】

※神奈川県防災行政無線系統図【資料編 資料 4-3】

2 代替通信手段の確保

【事務局】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	指揮調整 班 情報班	衛星電話等の活用や伝令の派遣等 を行う		●						
1-2	指揮調整 班 情報班	その他必要に応じて、下記他団体 に応援を要請する ・アマチュア無線団体に対し、ア マチュア無線の活用支援を要請す る ・タクシー協会に無線機等の活用 支援を要請する		●						

3 災害情報の収集及び報告

【全ての部】

(1) 被害概況を把握する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	全班	職員の参集状況・安否確認状況を 本部事務局に報告する		●						
1-2	全班	参集途上で収集した被害概況を本 部事務局に報告する		●						
1-3	指揮調整 班 情報班	県（連絡員）、消防本部、警察署 等の防災関係機関と連絡調整し、 被害概況を共有する		●						県、消防 本部、警 察署

(2) 詳細な被害状況を調査する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	全班	所管する施設又は施設周辺の被害状況や避難状況を調査し、詳細な被害状況等を把握する		●						
1-2	避難総務班	必要に応じて、自治会（自主防災組織）等の協力を得て、詳細な被害状況を把握する		●						自治会 （自主防 災組織）
1-3	全班	所管する施設又は施設周辺の詳細な被害状況や避難状況等を本部事務局に報告する		●						
1-4	全班	必要に応じて、不足する調査員や専門的な技術を要する調査員等の応援を受援班に要請する		●						

(3) 被害情報を整理する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	各総務班	各班が取りまとめた被災情報を集約する		●						
3-2	全班	防災関係機関と連絡調整し、ライフラインの被害概況を確認する		●						
3-3	指揮調整 情報班	各班や防災関係機関等の情報を一元化し、重要度や緊急度等を整理する		●						
3-4	広報班	分類・整理した情報を各班に共有する		●						

(4) 県又は消防庁に被害情報を報告する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
4-1	指揮調整班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県くらし安全防災局や消防庁に報告が必要な情報や住民に広報すべき情報を整理する		●						
4-2	指揮調整班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県くらし安全防災局や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する		●						県、消防庁
4-3	指揮調整班	県くらし安全防災局や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する		●						県、消防庁

※綾瀬市被害調査報告事務処理要綱【資料編 資料 11-7】

第2 広報活動

1 災害広報 【事務局、救護対策部、避難・生活支援部、消防部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	広報班	被害状況や応急対策状況等を把握し、時期区分に応じて、広報すべき内容を検討する			●				
1-2	広報班	必要と考えられる広報の文例を準備する			●				
1-3	広報班	市本部の承認を受けるなど、広報内容を決定する			●				県、消防本部、警察署
1-4	広報班	実施可能な広報手段を確認し、各班と要配慮者に配慮した広報活動の役割分担を行うなど、広報活動実施体制を確立する			●				
1-5	広報班	必要に応じて、広報活動に係る人材（広報資料編集作業要員、広報活動要員、編集ボランティア等）、資機材（拡声器付車両等）を確保する			●				

2 報道機関への発表と資料の収集

【事務局】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	広報班 活動班	各班、報道機関、その他関係機関・事業所・団体等と連携・協力し、広報活動を実施する			●					
1-2	広報班	必要に応じて、県を通じて、ラジオ、テレビ局に対する緊急放送又はその他の応援広報を要請する			●					報道機関
1-3	広報班	必要に応じて、庁舎内にプレスセンターを設置し、本部長、報道機関等と連絡調整し、定期的に共同記者会見を行い、市の対応状況等について広報する			●					報道機関
1-4	広報班	広報の実施状況を記録、集約し、市本部に報告する			●					

第3 広聴活動

1 広聴窓口の設置

【避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	被災者支援班	本庁舎等内に相談窓口専用スペースを確保する			●					
1-2	被災者支援班	専用電話回線や窓口に必要な物品を準備する			●					
1-3	被災者支援班	広聴担当動員職員の配置を確認し、市本部に相談窓口の設置を報告する			●					
1-4	広報班	相談窓口の設置について、広報班を通じて住民に広報する			●					
1-5	被災者支援班	相談窓口を開設の上、住民からの相談に応じ、関係所管との情報共有、連携を行う			●					

※防災行政用無線広報文例【資料編 資料4-4】

2 要望等の取扱い

【避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	被災者支援班	(被災者の安否について住民等から照会があった場合)被災者の安否情報を収集する			●				県、消防本部、警察署
1-2	被災者支援班	県等と連携し、安否情報を回答する			●				県、消防本部、警察署

3 臨時市民相談窓口の設置

【避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	被災者支援班	本庁舎等内に被災者の生活再建(住宅、福祉、医療、教育など)に向けた総合的な窓口「臨時市民相談窓口」専用スペースを確保する			●				
1-2	被災者支援班	専用電話回線や窓口に必要な物品を準備する			●				
1-3	被災者支援班	広聴担当動員職員の配置を確認し、市本部に相談窓口の設置を報告する			●				
1-4	広報班	相談窓口の設置について、広報班を通じて住民に広報する			●				
1-5	被災者支援班	相談窓口を開設の上、住民からの相談に応じ、関係所管との情報共有、連携を行う			●				

第4 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用手続

【事務局、総務対策部】

(1) 被害の調査

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
1-1	総務班 情報班	自治会長等と連絡調整するなど、一次的な地域の住宅被害概況を把握し、市本部に報告する			●					自治会 (自主防 災組織)
1-2	総務班 情報班	消防本部や県（連絡員）と連絡調整し、市域や県域における住宅被害概況を把握し、市本部に報告する			●					県消防本 部
1-3	総務班 情報班	被害概況の調査結果をもとに、災害救助法の適用基準に該当する、又は該当する見込みがあるか判断する			●					

(2) 災害救助法の適用を申請する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
2-1	指揮調整 班	災害救助法の適用基準に該当するときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、既に実施した救助措置と今後の救助措置の見込みについて、県知事に報告し、災害救助法の適用を申請する		●						厚木土木 事務所
2-2	指揮調整 班	県の機能等に甚大な被害が発生して、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、災害救助法による応急救助に直ちに着手する		●						
2-3	指揮調整 班	災害救助法による応急救助に直ちに着手した場合は、県地域防災監を通じ、又は直接、内閣総理大臣に被害状況の報告を行う		●						

(3) 災害救助法に基づく救助の実施内容を取りまとめる

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
3-1	総務班	災害救助法が適用されたときは、災害救助法の適用について各班に周知する			●				厚木土木事務所
3-2	総務班 情報班	各班の救助実施状況を把握し、実施内容を取りまとめる			●				
3-3	総務班	救助の期間の延長が必要なときは、県知事にその旨を要請する			●				

2 災害報告及び救助実施状況報告

【総務対策部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	総務班	各班がそれぞれ実施した救助事務の実施状況について、様式の作成を依頼する					●		
1-2	総務班	様式を取りまとめ、救助にかかった費用等を県くらし安全防災局に報告する					●		

※災害救助法施行規則【資料編 資料 11-11】

※災害救助法施行細則による救助の程度等【資料編 資料 11-12】

第5 緊急輸送

1 交通情報の収集、道路規制

【土木対策部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	道路班	国道、県道の損壊箇所について、各道路管理者等から情報収集し、損壊箇所がある場合は、大和警察署及び関係機関に通報する		●						横浜国道事務所、厚木土木事務所、中日本高速道路（株）、東日本高速道路（株）、大和警察署
1-2	道路班	市の管理する道路、橋りょう等の損壊箇所がある場合は、県厚木土木事務所東部センター、大和警察署及び関係機関に通報する		●						厚木土木事務所東部センター、大和警察署

2 交通規制に関する措置

【土木対策部、大和警察署】

(1) 交通規制について、関係機関と連絡調整する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	土木総務班	横浜国道事務所、厚木土木事務所、中日本高速道路（株）及び東日本高速道路（株）と連絡調整し、連絡担当者を相互に決めるとともに、道路状況について情報交換する		●						
1-2	土木総務班	大和警察署と連絡調整し、交通規制区域区間を確認し、迂回路等について他の道路管理者と調整する		●						

(2) 交通規制について、関係機関と連絡調整する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	土木総務班	交通規制区域内でとられる交通規制措置や迂回ルート等の案内看板を製作し、主要地点に設置する		●						横浜国道事務所、厚木土木事務所、中日本高速道路(株)、東日本高速道路(株)、大和警察署
2-2	土木総務班	交通規制区域、迂回ルート、運転者の取るべき措置等について整理する		●						
2-3	広報班 土木総務班	交通規制区域、迂回ルート、運転者の取るべき措置等について、広報班を通じて住民に広報する		●						

3 緊急輸送道路の確保

【土木対策部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	道路班	緊急輸送道路となる所管道路の通行可否、通行状況等を調査する	●						
1-2	道路班	必要に応じて、道路障害物の除去、立ち往生車両や放置車両の移動、応急補修等の啓開作業を行う	●						
1-3	道路班	作業員が不足する場合は、市本部を通じて、応援協定締結団体に協力を依頼する	●						応援協定 締結団体
1-4	道路班	緊急輸送道路の被災状況や通行可否を市本部、大和警察署に報告する	●						大和警察 署
1-5	道路班	緊急交通路の指定状況、市の避難所開設状況等を把握する	●						
1-6	道路班	緊急輸送のために優先的に確保する路線を選定する	●						
1-7	道路班	緊急輸送のために優先的に確保する路線について、一般車両の通行を規制するよう、県公安委員会に依頼する	●						県公安委 員会

※緊急輸送道路一覧【資料編 資料 8-1】

4 道路等の障害物除去

【土木対策部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	道路班	市所管道路の通行可否、通行状況等を調査する		●						
1-2	道路班	重要路線（災害の拡大防止や人命救助に必要な道路、緊急輸送道路に使用する道路等）から優先的に道路障害物の除去、立ち往生車両や放置車両の移動、応急補修等の啓開作業を行う		●						災害時応援協定団体
1-3	道路班	作業員が不足する場合は、市本部を通じて、応援協定締結団体に協力を依頼する		●						応援協定締結団体
1-4	道路班	市所管道路の被災状況や通行可否を市本部、大和警察署に報告する		●						大和警察署

※災害復旧工事等業務協定書【資料編 資料 13-9-3】

※災害時における応急対策等の協力に関する協定【資料編 資料 13-9-4】

5 緊急通行車両の確認申請

【総務対策部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	総務班	「緊急通行車両確認申出書」「規制除外車両確認申出書」に必要な事項を記載して提出する		●						大和警察署
1-2	総務班	「緊急通行車両等確認証明書」「規制除外車両確認証明書」及び「標章」の交付を受けるとともに、所定の標章を緊急車両、規制除外車両として使用する車に掲示する		●						

6 輸送手段の確保 【総務対策部、避難・生活支援部、消防部】

(1) 陸上輸送手段を確保する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
1-1	総務班	陸上輸送用に市有車両、輸送人員を調達する			●					
1-2	総務班	車両、輸送人員が不足する場合は、災害時応援協定団体等に協力を要請する			●					災害時応援協定団体、県
1-3	全班	調達した車両については、各班で駐車場の確保等管理する※			●					

※緊急輸送に従事する車両は、災害輸送の表示をして、市庁舎及び市民スポーツセンター駐車場に待機

(2) 航空輸送手段を確保する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
2-1	総務班	航空輸送が必要な場合、県に県防災ヘリコプター等の出動を要請する			●					県
2-2	総務班	ヘリコプターによる輸送の応援を要請する場合、ヘリポートの選定、物資投下可能地点の整備・選定を行い、臨時ヘリポートを開設する			●					

(3) 燃料を確保する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
3-1	総務班	緊急輸送等に必要な燃料が不足する場合、災害時応援協定団体に供給等支援を要請する			●					災害時応援協定団体
3-2	全班	燃料を必要とする部署は、災害時応援協定団体と供給方法を調整し、供給を実施する			●					災害時応援協定団体

第1章 災害応急対策
第2節 災害対応の調整・組織間連携

※綾瀬市保有車両一覧【資料編 資料 8-2】

※市内のヘリコプター臨時離着陸場一覧【資料編 資料 8-3】

※災害時における自動車輸送の協力に関する協定書【資料編 資料 13-7-1】

※神奈川県トラック協会緊急輸送実施要綱【資料編 資料 13-7-2】

※地震防災応急処置要領一神奈川中央交通(株)綾瀬営業所【資料編 資料 13-7-3】

※防災規則一相鉄バス(株)【資料編 資料 13-7-4】

7 緊急輸送の実施 【総務対策部、避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
1-1	総務班 物資給水 班	被害状況や道路規制の状況等を考 慮し、緊急輸送計画を作成する			●					
1-2	総務班 物資給水 班	各班は、配車計画に基づき輸送活 動を実施する			●					

※災害救助法施行規則【資料編 資料 11-11】

※災害救助法施行細則による救助の程度等【資料編 資料 11-12】

8 物資等集積場所の設置 【避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
1-1	物資給水 班	災害規模、物資等集積場所設置状 況、提供される物資量等を勘案し て、物資等集積場所の設置につい て検討する			●					県
1-2	物資給水 班	市本部の指示に基づき、物資等集 積場所の設置を決定し、施設管理 者に開設を要請する			●					施設管理 者
1-3	物資給水 班	物資量により拠点が不足する場合 は、民間事業者に物流倉庫等の利 用に関する協力を要請する			●					

※緊急輸送道路一覧【資料編 資料 8-1】

第6 応援・受援

1 応援要請

【事務局、総務対策部、消防部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	受援班	各班へ支援や応援要請を必要とする作業の有無について照会する			●					
1-2	受援班 指揮調整 班	各班の要請、市の被災状況等を踏まえ、応援要請先（自衛隊、県、他自治体）、応援内容、応援期間等の応援要請の方針を決定する			●					
1-3	受援班 指揮調整 班	応援要請依頼書を作成し、応援要請先へ応援要請を行う			●					自衛隊、 県、応援 協定締結 団体

※災害時における相互応援協力に関する協定【資料編 資料 13-2-3】

※自衛隊災害派遣要請マニュアル【資料編 資料 13-4-2】

2 受援体制の整備

【総務対策部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	受援班	各班へ支援や応援要請を必要とする作業の有無について照会する			●				自衛隊、 県、応援 協定締結 団体
1-2	受援班	連絡員を定めるとともに、応援要請先の連絡担当者を確認する			●				
1-3	受援班	派遣部隊や応援職員の活動拠点、連絡事務所（宿舎等）を確保するとともに、必要な資機材等を準備する			●				自衛隊、 県、応援 協定締結 団体
1-4	受援班	現場担当者を定めるとともに、派遣部隊と作業計画を立案する			●				自衛隊、 県、応援 協定締結 団体
1-5	受援班	派遣部隊や応援職員の作業進捗状況を把握し、応援の実施記録を作成する			●				
1-6	受援班	必要に応じて、派遣部隊や応援職員の作業計画を修正する			●				自衛隊、 県、応援 協定締結 団体

※広域応援部隊等活動拠点一覧【資料編 資料 2-3】

3 災害派遣部隊及び応援職員の要請変更及び撤収【事務局、総務対策部、消防部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	受援班	各部へ応援の必要なくなった作業内容の有無について照会する					●		
1-2	指揮調整班	応援の必要なくなった作業内容、撤収要請先、撤収時期等の方針を決定する					●		
1-3	受援班	撤収依頼書を作成し、応援部隊の撤収を依頼する					●		自衛隊、 県、応援 協定締結 団体
1-4	受援班	各種応援の実施記録を整理する					●		
1-5	受援班	各種応援に係る経費を精算する						●	

第3節 人命を守るための対策

第1 医療・救護対策

1 医療・救護体制の確立

【救護対策部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	救護班	病院等医療施設、消防本部から情報収集するとともに、市本部が把握する人的被害（負傷者数等）の情報から医療需要を推定する		●						病院等医療施設、消防本部
1-2	救護班	病院等医療施設における患者の受入れ状況を確認し、医療救護班（綾瀬市医師会、大和綾瀬医師会）、県保健医療活動チーム（医療救護班及び薬剤師チーム）等の派遣可否、応需状況を整理する		●						
1-3	救護班	広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療機関の被害状況や診察状況等を入力、情報収集する				●				
1-4	救護班	綾瀬市医師会、大和綾瀬薬剤師会及び大和綾瀬歯科医師会と連携し、フェーズごとの医療需要に見合う県保健医療活動チーム（医療救護班及び薬剤師チーム）の派遣について連絡調整する				●				綾瀬市医師会、大和綾瀬歯科医師会、大和綾瀬薬剤師会
1-5	救護班	派遣された県保健医療活動チーム（医療救護班及び薬剤師チーム）と連携し、今後の応急医療体制を整備する				●				厚木保健福祉事務所

※災害医療拠点病院一覧【資料編 資料 6-1】

※市内医療機関一覧【資料編 資料 6-2】

※災害救助法施行規則【資料編 資料 11-11】

※災害救助法施行細則による救助の程度等【資料編 資料 11-12】

※災害時における医療・医薬品に関する協定【資料編 資料 13-4-1】

2 応急救護所の設置

【救護対策部、消防部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	救護班	災害状況に応じて、市本部と連絡調整し、応急救護所の設置場所を決定し、応急救護所の施設管理者に協力を要請する		●						施設管理者
1-2	救護班	応急救護所の施設管理者と連携して、診療空間・診療機能を確保する		●						施設管理者
1-3	救護班	派遣される県保健医療活動チーム（医療救護班及び薬剤師チーム）の派遣先を確認し、応急救護所等の活動体制を構築する			●					綾瀬市医師会、大和綾瀬歯科医師会、厚木保健福祉事務所
1-4	救護班	広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用し、応急救護所に関する情報の入力をする				●				
1-5	救護班	応急救護所の設置状況を市本部に報告する				●				
1-6	救護班	応急救護所の開設準備完了後、設置場所に標識等を掲示周知し、広報班を通じて広報する				●				

3 医療・救護活動

【救護対策部、消防部】

(1) 医療救護活動への協力

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	救護班	逐次、県保健医療活動チーム（医療救護班及び薬剤師チーム）と連絡調整し、医薬品や物資の調整をする等、医療・救護活動に協力する			●				綾瀬市医師会、大和綾瀬歯科医師会、厚木保健福祉事務所
1-2	救護班	応急救護所における医療・救護活動の記録を整理し、結果を市本部へ報告する						●	綾瀬市医師会、大和綾瀬歯科医師会、厚木保健福祉事務所
1-3	救護班	医療・救護活動記録の整理結果を市本部に報告する						●	
1-4	救護班	必要に応じて、応急救護所の縮小・閉鎖や要員の交替を検討し、市本部に報告する						●	綾瀬市医師会、大和綾瀬歯科医師会、厚木保健福祉事務所

(2) 搬送体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	救護班	救護所で適切な治療ができない患者がいるときは、消防本部に救急車等での搬送を依頼する		●						消防本部、災害拠点病院、災害協力病院
2-2	救護班	救急車が不足するときや遠方への輸送が必要なときなどは、必要に応じて、市本部に県（連絡員）への移送要請を依頼する		●						県
2-3	救護班	必要に応じて、医療救護スタッフ用の車両を確保する		●						
2-4	救護班	重症患者、医療救護スタッフ等の移送に当たり、ヘリコプターが必要なときは、市本部に県（連絡員）への応援要請を依頼する		●						県

(3) 医薬品等を調達する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	救護班	派遣される医療関係者等と連絡調整し、医療・助産救護のために使用する医薬品、衛生材料等の必要数を推定する		●						
3-2	救護班	大和綾瀬薬剤師会、県央地域災害医療対策会議等と連携し、必要となる医薬品、資機材を調達する				●				大和綾瀬薬剤師会、厚木保健福祉事務所
3-3	救護班	医薬品、衛生材料等調達した物資は、集積・分配し、各救護所へ配送する				●				

4 健康支援対策

【救護対策部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	救護班	避難所や在宅避難者等の健康状態について情報収集し、健康課題を把握する					●		
1-2	救護班	避難所等を巡回し、保健衛生に関わる環境整備、感染症予防、食中毒予防、二次健康被害対策等の必要性について状況把握する					●		厚木保健福祉事務所
1-3	救護班	避難所等の巡回から把握した情報に基づき、災害派遣医療チーム（DMAT）等と連携する					●		綾瀬市医師会、大和綾瀬歯科医師会、厚木保健福祉事務所
1-4	広報班 救護班	感染症対策や二次健康被害の予防に関する啓発について、広報班を通じて広報する					●		
1-5	救護班	活動内容について記録を取りまとめ、市本部に報告する						●	

第2 消火・救急・救助対策

1 活動体制の確立

【消防部】

(1) 火災の発生概況を把握する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	指揮調整班 活動班	通報、現地確認等により、火災の発生を覚知する		●					
1-2	消防総務班 活動班	市本部と連携を図り、災害に係る情報を共有する		●					
1-3	消防総務班	火災が同時に多発したときや住民からの通報等が殺到したときは、県及び消防庁に報告する		●					

(2) 消火活動体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	消防総務班 活動班	消防隊の出動状況を把握する		●						
2-2	消防総務班 活動班	消防団を招集し、大和警察署、自主防災組織等と情報連絡体制を確立する		●						大和警察署
2-3	消防総務班 活動班	必要に応じて、大和警察署、県、自衛隊等と連携し、情報連絡を密に行うとともに、被災地等に現場指揮本部を設置する		●						大和警察署、県、自衛隊

※消防組織と現勢【資料編 資料9-2】

※消防本部・消防署車両及び機械器具一覧【資料編 資料9-3】

※消防団機械器具一覧【資料編 資料9-4】

2 火災防ぎょ活動

【消防部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	指揮調整班 活動班	消火活動の実施状況を把握する		●						
1-2	広報班 指揮調整班	必要に応じて、延焼状況等について、広報班を通じて広報を行う		●						
1-3	消防総務班	必要があるときは、県に対して、緊急消防援助隊の派遣を要請する		●						
1-4	消防総務班	応援を要請したときは、逐次到着する応援消防隊（緊急消防援助隊を含む）や自衛隊等と協議し、地域の割り振りを行う		●						自衛隊

3 救急・救助活動

【消防部】

(1) 人的被害の発生概況を把握する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	指揮調整班	消防本部と連絡調整し、通報、現地確認等による要救助者の発生状況や人的被害等を把握する		●						
1-2	指揮調整班	多数の負傷者が発生することが予想されるときや住民からの通報等が殺到したときは、県及び消防庁に報告する		●						

(2) 救助・救急活動体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	指揮調整班 活動班	消防本部、県くらし安全防災局、大和警察署、自主防災組織等と情報連絡体制を確立する		●						県、大和警察署、自主防災組織
2-2	指揮調整班 活動班	必要に応じて、消防本部、県くらし安全防災局、大和警察署、自主防災組織等と連携し、被災地等に現場指揮本部を設置する		●						県、大和警察署、自主防災組織

(3) 救助資機材を確保する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	消防総務班	救助・救急活動現場からの報告、要請に基づき、調達すべき重機及びその操作に必要な要員、その他救助資機材等の種類、量を整理する		●						県、大和警察署、自主防災組織
3-2	消防総務班	応援協定締結団体等と連絡調整し、協力の可否について確認し、調達可能な救助資機材を調達する		●						応援協定締結団体

(4) 救助・救急活動を行う

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
4-1	指揮調整 班 活動班	消防本部、大和警察署、自主防 災組織、日本赤十字社等と密接 に連携し、救助・救急活動を行 う		●						大和警察 署、自主 防災組 織、日本 赤十字社
4-2	指揮調整 班	災害現場で活動する関係機関と 連絡調整し、負傷者等の搬送の ためヘリコプターを調達する必 要があるときは、県くらし安全 防災局にヘリコプターの出動を 要請する		●						県、消防 本部
4-3	指揮調整 班	必要に応じて、自衛隊の災害派 遣要請について県に要求する		●						県、自衛 隊
4-4	指揮調整 班 活動班	災害現場で活動する関係機関と 連絡調整し、救助・救急活動実 施状況を把握する		●						大和警察 署、自主 防災組 織、日本 赤十字 社、自衛 隊
4-5	指揮調整 班 活動班	救助・救急活動実施状況を市本 部に報告する		●						

4 消防相互応援

【消防部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	指揮調整班 活動班	消火、救急、救助に必要な応援団体との連絡体制を整備するとともに活動拠点を確保する		●						
1-2	指揮調整班 活動班	他都市消防隊への応援要請、受援体制を確立する		●						
1-3	指揮調整班 活動班	米海軍消防隊への応援要請、受援体制を確立する		●						

※広域応援部隊等活動拠点一覧【資料編 資料 2-3】

※神奈川県緊急消防援助隊受援計画【資料編 資料 9-5】

※緊急消防援助隊運用要綱【資料編 資料 11-10】

※消防相互援助協定（綾瀬市と米海軍）【資料編 資料 13-8-4】

第3 避難対策

1 避難指示等

【事務局】

(1) 避難指示等の発令について検討する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	指揮調整班	避難指示等の判断に関わる情報（気象、水位、土砂災害警戒情報、災害情報等）を把握する		●						
1-2	避難総務班	必要に応じて、施設管理者と連絡調整し、緊急避難場所、避難所の開設可否等を確認する		●						施設管理者
1-3	指揮調整班	必要に応じて、横浜地方気象台や県（連絡員）の助言を求め、情報を総合的に勘案して、避難指示等の種類、対象地域、避難先等を判断し、本部長に具申し、決定する		●						横浜地方気象台、 県

(2) 避難指示等を伝達する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	指揮調整班	本部長が判断したとき、又は県知事、警察官、自衛官等の避難指示を受けたときは、避難指示等の発令を各班に伝達する		●						
2-2	広報班	避難指示等の種類や緊急度に応じて伝達手段を検討し、広報実施体制を確立する		●						
2-3	広報班	伝達文等を作成し、複数の伝達手段で避難指示等を伝達する		●						
2-4	広報班	大和警察署、市社会福祉協議会、自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員等に、水平避難を行うことがより危険を招くと判断されるときは、屋内での垂直避難により安全を確保するよう伝達してもらうよう依頼する		●						大和警察署、市社会福祉協議会、自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員
2-5	広報班	必要に応じて、県くらし安全防災局を通じて、各種報道機関に避難指示等の報道を依頼する		●						県
2-6	指揮調整班	避難指示等の発令状況について、県くらし安全防災局や防災関係機関に報告する		●						県

(3) 警戒区域等を設定する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	指揮調整 活動班	災害現場等において、危険を防止するために必要があるときは、警戒区域を設定する		●						
3-2	指揮調整 活動班	現場に職員を派遣して、退去の確認や立入禁止の措置を講ずる		●						
3-3	指揮調整 活動班	警戒区域の設定について、市本部に報告する		●						
3-4	指揮調整 活動班	必要に応じて、大和警察署、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認する		●						大和警察署、自主防災組織

(4) 警戒区域等の設定を周知する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
4-1	指揮調整 班	消防総務班、大和警察署等と連絡調整し、警戒区域の設定状況を把握する		●						大和警察署
4-2	指揮調整 班	警戒区域の設定状況を取りまとめ、市本部に報告する		●						
4-3	広報班	警戒区域の設定状況を市公式サイト、報道機関等を通じて広報する		●						
4-4	指揮調整 班	警戒区域の設定状況を県や隣接自治体等関係機関に連絡する		●						

※避難情報発令の実施基準【資料編 資料 4-10】

※警戒区域の設定権限【資料編 資料 4-11】

※避難所等一覧【資料編 資料 7-2】

※避難所想定区域及び想定避難者数一覧【資料編 資料 7-3】

※避難所想定区域図【資料編 資料 7-4】

2 避難誘導

【消防部、大和警察署】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	指揮調整班	消防総務班、大和警察署等と連絡調整し、避難誘導の対応要員を確保する		●						大和警察署
1-2	指揮調整班	避難誘導の状況を取りまとめ、市本部に報告する		●						

3 広域避難の協議等

【事務局】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	指揮調整班	市外への立ち退き避難が必要な避難者について、受入れ自治体又は県に要請する				●				
1-2	指揮調整班	受け入れ自治体、関係機関と連絡調整し、移動手段、添乗者を決定する				●				

第4 行方不明者、遺体対策

1 行方不明者の搜索

【大和警察署、避難・生活支援部】

(1) 行方不明者の搜索協力体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	活動班	大和警察署、自衛隊等と連絡調整し、住民からの問合せや行方不明者の搜索依頼に関する情報を把握する			●					大和警察署、自衛隊
1-2	被災者支援班	大和警察署から協力要請があった場合は、相談窓口の設置等や搜索への協力体制を確立する			●					大和警察署

(2) 行方不明者の捜索に協力する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
2-1	活動班 救護班	相談窓口において、住民からの問合せや行方不明者の捜索依頼に関する情報を把握する			●				大和警察署
2-2	活動班 被災者支援班	行方不明者の氏名、性別、年齢、容貌、特徴、所持品等の情報を整理する			●				大和警察署
2-3	活動班 被災者支援班	大和警察署が作成する要捜索者リストの作成に協力し、行方不明者に関する情報を共有する			●				大和警察署
2-4	活動班 被災者支援班	行方不明者の捜索に関する実施年月日、実施地域、実施方法及び状況、捜索対象行方不明者数その他を市本部、県本部に報告する			●				大和警察署

2 遺体対策

【救護対策部、大和警察署】

(1) 遺体の収容実施体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	福祉班 活動班 救護班	大和警察署、自衛隊等と連絡調整し、遺体に関する情報を把握する			●				大和警察署、自衛隊
1-2	福祉班	被害規模、死者、行方不明者数等から遺体安置所の設置に関する検討を行う			●				
1-3	福祉班	必要に応じて、公共施設を中心とした既存の建物から遺体安置所を指定する			●				
1-4	福祉班	遺体の収容・保存等のために必要な棺、ドライアイスその他の資材、搬送のための車両、納棺作業等を指導するための要員を確保する			●				応援協定 締結団体
1-5	福祉班	必要に応じて、県本部（県健康医療局）に遺体の収容・処理に関する広域的応援体制の確立や応援派遣の実施を要請する			●				県
1-6	福祉班	遺体安置所を開設し、市の要員を配置する			●				
1-7	広報班 福祉班	遺体安置所の開設や住民・企業等の協力について、広報班を通じて広報する			●				

(2) 遺体の収容・安置を行う

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
2-1	福祉班	大和警察署、綾瀬市医師会、大和綾瀬歯科医師会、県医療救護班又はその他協力医師等と連絡調整し、検視及び検案に協力する				●			大和警察署、綾瀬市医師会、大和綾瀬歯科医師会、厚木保健福祉事務所
2-2	福祉班	必要に応じて、日本赤十字社が実施する洗浄、消毒等に協力を行い、遺体を納棺し、一時収容・安置する				●			日本赤十字社

3 遺体の引渡し

【救護対策部、大和警察署】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	福祉班	検視を終えた遺体について、大和警察署、地元自治会（自主防災組織）等と連携し、身元不明遺体の身元確認と身元引受人の発見を行う				●			大和警察署
1-2	福祉班	遺体の収容・処理結果について取りまとめ、市本部に報告する				●			
1-3	福祉班	安置された遺体全ての引渡しが完了したとき、遺体安置所を閉鎖する					●		

4 遺体の埋火葬

【救護対策部、避難・生活支援部】

(1) 火葬の実施体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
1-1	福祉班 活動班 救護班	葬儀業者等と連絡調整し、斎場の機能状況を把握する			●					葬儀業者等
1-2	福祉班	葬儀業者等と協力して、遺族の要望取りまとめなどを実施する相談窓口を開設する			●					葬儀業者等
1-3	福祉班	死者数、近隣市町の斎場の機能状況を把握する			●					葬儀業者等
1-4	福祉班	必要に応じて、県に神奈川県広域火葬計画に基づき、応援を要請する			●					県
1-5	福祉班	斎場利用方法の調整を行い、火葬計画を作成する				●				葬儀業者等
1-6	福祉班	葬祭業者等に依頼して、火葬計画にしたがい、遺体搬入車両の確保、斎場への遺体の搬送を実施する				●				葬儀業者等

(2) 火葬の手続を行う

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
2-1	被災者支援班 活動班	遺族が確認できる場合は、遺族等に対して、火葬許可証を発行する				●				葬儀業者等
2-2	被災者支援班 活動班	死亡した者の遺族がいない場合や確認できない場合は、関係法規に基づいて火葬手続を行う				●				葬儀業者等
2-3	被災者支援班 活動班	埋火葬を実施するために必要な埋火葬台帳、埋火葬支出関係書類等を作成する				●				葬儀業者等

(3) 遺体の火葬を行う

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
3-1	被災者支援班 活動班	関係法規に基づいて、火葬を行う				●				葬儀業者等
3-2	被災者支援班 活動班	火葬後、遺骨等の引取り手がいる場合は、遺骨・遺品等を引き渡す				●				葬儀業者等
3-3	被災者支援班 活動班	引取り手のない遺骨・遺品や記録（写真撮影を含む）等を一時的に保管する				●				葬儀業者等

※災害救助法施行規則【資料編 資料 11-11】

※災害救助法施行細則による救助の程度等【資料編 資料 11-12】

※災害時応援協定一覧【資料編 資料 13-1】

※資機材等調達に関する協定【資料編 資料 13-6-3】

第5 各種災害時の応急対策

1 南海トラフ地震の応急対策計画

【全ての部】

(1) 南海トラフ臨時情報の伝達

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
1-1	指揮調整班 情報班	横浜地方気象台から発表される南海トラフ臨時情報に付記されるキーワード（巨大地震警戒、巨大地震注意又は調査終了）を把握する	●							横浜地方気象台
1-2	広報班 指揮調整班	混乱防止のため、南海トラフ臨時情報を広報する	●							

(2) 事前避難対策の周知

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	広報班 指揮調整 班	南海トラフ臨時情報の内容に応じた防災対応を広報する	●							横浜地方 気象台
2-2	広報班 指揮調整 班	地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない市民等における防災対応を広報する	●							

(3) 各種対策の共有

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	学校支援 班	関係機関と連携し、児童・生徒等保護対策状況を共有する	●							学校等の 施設管理 者
3-2	指揮調整 班	関係機関と連携し、警備対策状況を共有する	●							大和警察 署
3-3	都市施設 班	関係機関と連携し、ライフライン対策状況を共有する	●							ライフライン関係 団体
3-4	土木総務 班	関係機関と連携し、交通対策状況を共有する	●							交通関係 団体
3-5	救護班	関係機関と連携し、保健医療救護対策状況を共有する	●							保健医療 関係団体
3-6	福祉班	関係機関と連携し、社会福祉施設対策状況を共有する	●							福祉関係 団体

※綾瀬市南海トラフ地震防災対策推進計画

2 火山災害時の応急対策計画

【全ての部】

(1) 災害に関連する被害情報を収集、整理する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	指揮調整 班 道路班	関係機関と連携し降灰分布、降灰に関わる風向・風速情報を収集する		●						横浜地方 気象台
2-2	広報班 指揮調整 班	降灰状況を広報する		●						防災関係 機関

(2) 道路の降灰除去を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	道路班	市所管道路の通行可否、通行状況等を調査する		●						
2-2	道路班	重要路線（災害の拡大防止や人命救助に必要な道路、緊急輸送道路に使用する道路等）から優先的に降灰の除去を行う		●						災害時 応援協定 団体
2-3	道路班	作業員が不足する場合は、市本部を通じて、応援協定締結団体に協力を依頼する		●						応援協定 締結団体
2-4	道路班	市所管道路の被災状況や通行可否を市本部、大和警察署に報告する		●						大和警察 署

3 雪害時の応急対策計画

【全ての部】

(1) 道路の除雪を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	指揮調整 班 道路班	横浜地方気象台から発表される積雪情報、警報、今後の積雪見込み等を把握する	●							横浜地方 気象台
1-2	道路班	ライブカメラ等により、道路の通行状況をモニタリングする	●							
1-3	道路班	厚木土木事務所と連携して、道路交通ネットワークの確保を図るため、除雪実施体制を確立する	●							厚木土木 事務所
1-4	道路班	積雪状況に応じて、市道の除雪を実施する	●							

(2) 集落の雪処理の支援を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	指揮調整 班 活動班	自治会（自主防災組織）、事業所等だけでの雪処理が困難と判断される場合、消防団を動員し、雪処理を支援する		●						葬儀業者 等
2-2	指揮調整 班	さらに、市単独では雪処理が困難と判断されるときは、自衛隊の災害派遣要請を県知事に要求する		●						葬儀業者 等
2-3	救護総務 班	必要に応じて、市内外から雪処理ボランティアを募集する		●						

(3) 交通に関する情報提供を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	指揮調整班	道路管理者、鉄道各社と情報連絡体制を確立する		●						横浜国道事務所、厚木土木事務所、中日本高速道路(株)、東日本旅客鉄道(株)
3-2	道路班	道路の通行状況、列車の運行状況等を収集し、市本部に報告する		●						
3-3	道路班	道路の通行状況、列車の運行状況等について、報道機関の協力を得て、住民に情報提供する		●						

(4) 農林水産業の雪害及び寒害応急対策を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
4-1	道路班	農業協同組合、森林組合等と連携し、農作物、農業施設、林業、水産業に対する雪害及び寒害等の被害調査を行う			●					農業協同組合、森林組合
4-2	道路班	寒害応急対策を実施し、指導員等が不足するときは、県環境農政局に指導員、技術員、普及員の派遣を要請する			●					県

4 航空災害時の応急対策計画

【全ての部】

(1) 災害の発生や人的被害の概況について、把握する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	指揮調整班	消防総務班と連絡調整し、通報、現地確認等が行われた災害の発生や人的被害等を把握する		●						
1-2	指揮調整班	災害の発生や人的被害等の概況を取りまとめ、市本部に報告する		●						

(2) 災害に関連する被害情報を収集、整理する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	指揮調整班 情報班 消防総務班	災害等関係者と連絡調整し、災害の被害状況の詳細を把握する		●						大和警察署、災害等関係者
2-2	指揮調整班 情報班	防災関係機関と連絡調整し、ライフラインや公共交通機関等の被害概況を確認する		●						防災関係機関
2-3	指揮調整班 情報班	判明している情報をもとに、各班に災害に関連する所管施設の被害調査を依頼する		●						

第1章 災害応急対策
第3節 人命を守るための対策

(3) 所管する施設等の被害概況について、調査する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	全班	災害に関連する所管施設又は施設周辺の被害調査を実施する		●						
3-2	全班	災害に関連する所管施設又は施設周辺の被害概況等を取りまとめる		●						
3-3	全班	被害概況等の取りまとめ結果を市本部に報告する		●						

(4) 県、消防庁に被害情報を報告する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
4-1	指揮調整 班 消防総務 班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する		●						
4-2	指揮調整 班	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する		●						

(5) 警戒区域等の設定を周知する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
5-1	指揮調整 班 消防総務 班	大和警察署等と連絡調整し、警戒区域の設定状況を把握する		●						大和警察署
5-2	指揮調整 班	警戒区域の設定状況を取りまとめ、市本部に報告する		●						
5-3	広報班	警戒区域の設定状況を市公式ウェブサイト、報道機関等を通じて広報する		●						
5-4	指揮調整 班	警戒区域の設定状況を県や隣接自治体等関係機関に連絡する		●						

(6) 避難誘導を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
6-1	指揮調整 班 活動班	警戒区域設定状況に応じて、誘導員（消防団）を派遣するなど、大和警察署、自治会（自主防災組織）等が実施する避難誘導に協力する		●						大和警察署、自治会（自主防災組織）
6-2	指揮調整 班 活動班	必要に応じて、誘導標識、誘導ロープ、投光機、照明器具等の調達に協力する		●						
6-3	指揮調整 班 活動班	災害が広範囲で人材、物資等が調達できないときは、市本部に応援を要請する		●						
6-4	指揮調整 班 活動班	安全な地域・施設への避難の完了を確認し、市本部に報告する		●						

(7) 広報活動を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
7-1	広報班	県くらし安全防災局及び防災関係機関と連携して、災害の発生場所、被害状況、応急対策の状況等について、住民に広報する		●						県、防災関係機関
7-2	広報班	必要に応じて、災害に関連する安否情報、病院等医療施設の情報、応急対策の情報、交通規制の情報等を把握する		●						
7-3	広報班	災害に関連する安否情報、病院等医療施設の情報、応急対策の情報、交通規制の情報等を取りまとめ、住民に広報する		●						
7-4	広報班	広報の実施状況を記録、集約し、市本部に報告する		●						

※航空事故等緊急連絡経路図【資料編 資料4-8】

※航空機事故等に係る緊急措置要領【資料編 資料13-4-4】

5 道路災害時への応急対策計画

【全ての部】

(1) 災害の発生や人的被害の概況について、把握する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	指揮調整班	消防総務班と連絡調整し、通報、現地確認等が行われた災害の発生や人的被害等を把握する		●						
1-2	指揮調整班	災害の発生や人的被害等の概況を取りまとめ、市本部に報告する		●						

(2) 災害に関連する被害情報を収集、整理する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	指揮調整班 情報班 消防総務班	災害等関係者と連絡調整し、災害の被害状況の詳細を把握する		●						大和警察署、災害等関係者
2-2	指揮調整班 情報班	防災関係機関と連絡調整し、ライフラインや公共交通機関等の被害概況を確認する		●						防災関係機関
2-3	指揮調整班 情報班	判明している情報をもとに、各班に災害に関連する所管施設の被害調査を依頼する		●						

(3) 所管する施設等の被害概況について、調査する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	全班	災害に関連する所管施設又は施設周辺の被害調査を実施する		●						
3-2	全班	災害に関連する所管施設又は施設周辺の被害概況等を取りまとめる		●						
3-3	全班	被害概況等の取りまとめ結果を市本部に報告する		●						

(4) 県、消防庁に被害情報を報告する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
4-1	指揮調整班 消防総務班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する		●						
4-2	指揮調整班	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する		●						

(5) 警戒区域等の設定を周知する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
5-1	指揮調整班 消防総務班	大和警察署等と連絡調整し、警戒区域の設定状況を把握する		●						大和警察署
5-2	指揮調整班	警戒区域の設定状況を取りまとめ、市本部に報告する		●						
5-3	広報班	警戒区域の設定状況を市公式ウェブサイト、報道機関等を通じて広報する		●						
5-4	指揮調整班	警戒区域の設定状況を県や隣接自治体等関係機関に連絡する		●						

(6) 避難誘導を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
6-1	指揮調整 班 活動班	警戒区域設定状況に応じて、誘導員（消防団）を派遣するなど、大和警察署、自治会（自主防災組織）等が実施する避難誘導に協力する		●						大和警察署、自治会（自主防災組織）
6-2	指揮調整 班 活動班	必要に応じて、誘導標識、誘導ロープ、投光機、照明器具等の調達に協力する		●						
6-3	指揮調整 班 活動班	災害が広範囲で人材、物資等が調達できないときは、市本部に応援を要請する		●						
6-4	指揮調整 班 活動班	安全な地域・施設への避難の完了を確認し、市本部に報告する		●						

(7) 広報活動を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
7-1	広報班	県くらし安全防災局及び防災関係機関と連携して、災害の発生場所、被害状況、応急対策の状況等について、住民に広報する		●						県、防災関係機関
7-2	広報班	必要に応じて、災害に関連する安否情報、病院等医療施設の情報、応急対策の情報、交通規制の情報等を把握する		●						
7-3	広報班	災害に関連する安否情報、病院等医療施設の情報、応急対策の情報、交通規制の情報等を取りまとめ、住民に広報する		●						
7-4	広報班	広報の実施状況を記録、集約し、市本部に報告する		●						

6 放射性物質災害時の応急対策計画

【全ての部】

(1) 災害の発生や人的被害の概況について、把握する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	指揮調整班	消防総務班と連絡調整し、通報、現地確認等が行われた災害の発生や人的被害等を把握する		●						
1-2	指揮調整班	災害の発生や人的被害等の概況を取りまとめ、市本部に報告する		●						

(2) 災害に関連する被害情報を収集、整理する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	指揮調整班 情報班 消防総務班	災害等関係者と連絡調整し、災害の被害状況の詳細を把握する		●						大和警察署、災害等関係者
2-2	指揮調整班 情報班	防災関係機関と連絡調整し、ライフラインや公共交通機関等の被害概況を確認する		●						防災関係機関
2-3	指揮調整班 情報班	判明している情報をもとに、各班に災害に関連する所管施設の被害調査を依頼する		●						

第1章 災害応急対策
第3節 人命を守るための対策

(3) 所管する施設等の被害概況について、調査する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	全班	災害に関連する所管施設又は施設周辺の被害調査を実施する		●						
3-2	全班	災害に関連する所管施設又は施設周辺の被害概況等を取りまとめる		●						
3-3	全班	被害概況等の取りまとめ結果を市本部に報告する		●						

(4) 県、消防庁に被害情報を報告する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
4-1	指揮調整 班 消防総務 班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する		●						
4-2	指揮調整 班	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する		●						

(5) 警戒区域等の設定を周知する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
5-1	指揮調整 班 消防総務 班	大和警察署等と連絡調整し、警戒区域の設定状況を把握する		●						大和警察署
5-2	指揮調整 班	警戒区域の設定状況を取りまとめ、市本部に報告する		●						
5-3	広報班	警戒区域の設定状況を市公式ウェブサイト、報道機関等を通じて広報する		●						
5-4	指揮調整 班	警戒区域の設定状況を県や隣接自治体等関係機関に連絡する		●						

(6) 避難誘導を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
6-1	指揮調整 班 活動班	警戒区域設定状況に応じて、誘導員（消防団）を派遣するなど、大和警察署、自治会（自主防災組織）等が実施する避難誘導に協力する		●						大和警察署、自治会（自主防災組織）
6-2	指揮調整 班 活動班	必要に応じて、誘導標識、誘導ロープ、投光機、照明器具等の調達に協力する		●						
6-3	指揮調整 班 活動班	災害が広範囲で人材、物資等が調達できないときは、市本部に応援を要請する		●						
6-4	指揮調整 班 活動班	安全な地域・施設への避難の完了を確認し、市本部に報告する		●						

(7) 広報活動を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
7-1	広報班	県くらし安全防災局及び防災関係機関と連携して、災害の発生場所、被害状況、応急対策の状況等について、住民に広報する		●						県、防災関係機関
7-2	広報班	必要に応じて、災害に関連する安否情報、病院等医療施設の情報、応急対策の情報、交通規制の情報等を把握する		●						
7-3	広報班	災害に関連する安否情報、病院等医療施設の情報、応急対策の情報、交通規制の情報等を取りまとめ、住民に広報する		●						
7-4	広報班	広報の実施状況を記録、集約し、市本部に報告する		●						

7 危険物等災害時の応急対策計画

【全ての部】

(1) 災害の発生や人的被害の概況について、把握する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	指揮調整班	消防総務班と連絡調整し、通報、現地確認等が行われた災害の発生や人的被害等を把握する		●						
1-2	指揮調整班	災害の発生や人的被害等の概況を取りまとめ、市本部に報告する		●						

(2) 災害に関連する被害情報を収集、整理する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	指揮調整班 情報班 消防総務班	災害等関係者と連絡調整し、災害の被害状況の詳細を把握する		●						大和警察署、災害等関係者
2-2	指揮調整班 情報班	防災関係機関と連絡調整し、ライフラインや公共交通機関等の被害概況を確認する		●						防災関係機関
2-3	指揮調整班 情報班	判明している情報をもとに、各班に災害に関連する所管施設の被害調査を依頼する		●						

(3) 所管する施設等の被害概況について、調査する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	全班	災害に関連する所管施設又は施設周辺の被害調査を実施する		●						
3-2	全班	災害に関連する所管施設又は施設周辺の被害概況等を取りまとめる		●						
3-3	全班	被害概況等の取りまとめ結果を市本部に報告する		●						

(4) 県、消防庁に被害情報を報告する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
4-1	指揮調整班 消防総務班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する	●							
4-2	指揮調整班	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する	●							

(5) 警戒区域等の設定を周知する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
5-1	指揮調整班 消防総務班	大和警察署等と連絡調整し、警戒区域の設定状況を把握する		●						大和警察署
5-2	指揮調整班	警戒区域の設定状況を取りまとめ、市本部に報告する		●						
5-3	広報班	警戒区域の設定状況を市公式ウェブサイト、報道機関等を通じて広報する		●						
5-4	指揮調整班	警戒区域の設定状況を県や隣接自治体等関係機関に連絡する		●						

(6) 避難誘導を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
6-1	指揮調整 班 活動班	警戒区域設定状況に応じて、誘導員（消防団）を派遣するなど、大和警察署、自治会（自主防災組織）等が実施する避難誘導に協力する		●						大和警察署、自治会（自主防災組織）
6-2	指揮調整 班 活動班	必要に応じて、誘導標識、誘導ロープ、投光機、照明器具等の調達に協力する		●						
6-3	指揮調整 班 活動班	災害が広範囲で人材、物資等が調達できないときは、市本部に応援を要請する		●						
6-4	指揮調整 班 活動班	安全な地域・施設への避難の完了を確認し、市本部に報告する		●						

(7) 広報活動を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
7-1	広報班	県くらし安全防災局及び防災関係機関と連携して、災害の発生場所、被害状況、応急対策の状況等について、住民に広報する		●						県、防災関係機関
7-2	広報班	必要に応じて、災害に関連する安否情報、病院等医療施設の情報、応急対策の情報、交通規制の情報等を把握する		●						
7-3	広報班	災害に関連する安否情報、病院等医療施設の情報、応急対策の情報、交通規制の情報等を取りまとめ、住民に広報する		●						
7-4	広報班	広報の実施状況を記録、集約し、市本部に報告する		●						

8 大規模火災時の応急対策計画

【全ての部】

(1) 災害の発生や人的被害の概況について、把握する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	指揮調整班	消防総務班と連絡調整し、通報、現地確認等が行われた災害の発生や人的被害等を把握する		●						
1-2	指揮調整班	災害の発生や人的被害等の概況を取りまとめ、市本部に報告する		●						

(2) 災害に関連する被害情報を収集、整理する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	指揮調整班 情報班 消防総務班	災害等関係者と連絡調整し、災害の被害状況の詳細を把握する		●						大和警察署、災害等関係者
2-2	指揮調整班 情報班	防災関係機関と連絡調整し、ライフラインや公共交通機関等の被害概況を確認する		●						防災関係機関
2-3	指揮調整班 情報班	判明している情報をもとに、各班に災害に関連する所管施設の被害調査を依頼する		●						

第1章 災害応急対策
第3節 人命を守るための対策

(3) 所管する施設等の被害概況について、調査する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	全班	災害に関連する所管施設又は施設周辺の被害調査を実施する		●						
3-2	全班	災害に関連する所管施設又は施設周辺の被害概況等を取りまとめる		●						
3-3	全班	被害概況等の取りまとめ結果を市本部に報告する		●						

(4) 県、消防庁に被害情報を報告する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
4-1	指揮調整 班 消防総務 班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する		●						
4-2	指揮調整 班	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する		●						

(5) 警戒区域等の設定を周知する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
5-1	指揮調整 班 消防総務 班	大和警察署等と連絡調整し、警戒区域の設定状況を把握する		●						大和警察署
5-2	指揮調整 班	警戒区域の設定状況を取りまとめ、市本部に報告する		●						
5-3	広報班	警戒区域の設定状況を市公式ウェブサイト、報道機関等を通じて広報する		●						
5-4	指揮調整 班	警戒区域の設定状況を県や隣接自治体等関係機関に連絡する		●						

(6) 避難誘導を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
6-1	指揮調整班 活動班	警戒区域設定状況に応じて、誘導員（消防団）を派遣するなど、大和警察署、自治会（自主防災組織）等が実施する避難誘導に協力する		●						大和警察署、自治会（自主防災組織）
6-2	指揮調整班 活動班	必要に応じて、誘導標識、誘導ロープ、投光機、照明器具等の調達に協力する		●						
6-3	指揮調整班 活動班	災害が広範囲で人材、物資等が調達できないときは、市本部に応援を要請する		●						
6-4	指揮調整班 活動班	安全な地域・施設への避難の完了を確認し、市本部に報告する		●						

(7) 広報活動を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
7-1	広報班	県くらし安全防災局及び防災関係機関と連携して、災害の発生場所、被害状況、応急対策の状況等について、住民に広報する		●						県、防災関係機関
7-2	広報班	必要に応じて、災害に関連する安否情報、病院等医療施設の情報、応急対策の情報、交通規制の情報等を把握する		●						
7-3	広報班	災害に関連する安否情報、病院等医療施設の情報、応急対策の情報、交通規制の情報等を取りまとめ、住民に広報する		●						
7-4	広報班	広報の実施状況を記録、集約し、市本部に報告する		●						

9 その他の災害時の応急対策計画

【全ての部】

(1) 災害の発生や人的被害の概況について、把握する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	指揮調整班	消防総務班と連絡調整し、通報、現地確認等が行われた災害の発生や人的被害等を把握する		●						
1-2	指揮調整班	災害の発生や人的被害等の概況を取りまとめ、市本部に報告する		●						

(2) 災害に関連する被害情報を収集、整理する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	指揮調整班 情報班 消防総務班	災害等関係者と連絡調整し、災害の被害状況の詳細を把握する		●						大和警察署、災害等関係者
2-2	指揮調整班 情報班	防災関係機関と連絡調整し、ライフラインや公共交通機関等の被害概況を確認する		●						防災関係機関
2-3	指揮調整班 情報班	判明している情報をもとに、各班に災害に関連する所管施設の被害調査を依頼する		●						

(3) 所管する施設等の被害概況について、調査する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	全班	災害に関連する所管施設又は施設周辺の被害調査を実施する		●						
3-2	全班	災害に関連する所管施設又は施設周辺の被害概況等を取りまとめる		●						
3-3	全班	被害概況等の取りまとめ結果を市本部に報告する		●						

(4) 県、消防庁に被害情報を報告する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
4-1	指揮調整班 消防総務班	「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、県や消防庁に報告が必要な情報に関する様式を作成する	●							
4-2	指揮調整班	県や消防庁に報告が必要な情報について、作成した様式を用いて報告する	●							

(5) 警戒区域等の設定を周知する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
5-1	指揮調整班 消防総務班	大和警察署等と連絡調整し、警戒区域の設定状況を把握する		●						大和警察署
5-2	指揮調整班	警戒区域の設定状況を取りまとめ、市本部に報告する		●						
5-3	広報班	警戒区域の設定状況を市公式ウェブサイト、報道機関等を通じて広報する		●						
5-4	指揮調整班	警戒区域の設定状況を県や隣接自治体等関係機関に連絡する		●						

(6) 避難誘導を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
6-1	指揮調整 班 活動班	警戒区域設定状況に応じて、誘導員（消防団）を派遣するなど、大和警察署、自治会（自主防災組織）等が実施する避難誘導に協力する		●						大和警察署、自治会（自主防災組織）
6-2	指揮調整 班 活動班	必要に応じて、誘導標識、誘導ロープ、投光機、照明器具等の調達に協力する		●						
6-3	指揮調整 班 活動班	災害が広範囲で人材、物資等が調達できないときは、市本部に応援を要請する		●						
6-4	指揮調整 班 活動班	安全な地域・施設への避難の完了を確認し、市本部に報告する		●						

(7) 広報活動を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
7-1	広報班	県くらし安全防災局及び防災関係機関と連携して、災害の発生場所、被害状況、応急対策の状況等について、住民に広報する		●						県、防災関係機関
7-2	広報班	必要に応じて、災害に関連する安否情報、病院等医療施設の情報、応急対策の情報、交通規制の情報等を把握する		●						
7-3	広報班	災害に関連する安否情報、病院等医療施設の情報、応急対策の情報、交通規制の情報等を取りまとめ、住民に広報する		●						
7-4	広報班	広報の実施状況を記録、集約し、市本部に報告する		●						

第4節 生活を守るための対策

第1 避難生活支援対策

1 避難所の開設 【事務局、救護対策部、避難・生活支援部】

(1) 避難所の開設のための体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	避難総務班 避難所配備職員 総務班	<ul style="list-style-type: none"> 一次避難所については、「避難所運営マニュアル」にしたがい、担当する避難所配備職員を配備する 風水害時避難所については、開設が必要と判断した場合は、風水害時避難所対応職員を配備する 		●						施設管理者
1-2	福祉班 避難所配備職員	<ul style="list-style-type: none"> 二次避難所開設に必要な職員を派遣する 		●						

(2) 一次避難所、風水害時避難所の開設の可否を判断する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	避難総務班 総務班	各避難所、関係部署等に開設を指示する		●						施設管理者
2-2	避難所配備職員 風水害時避難所対応職員	各避難所に配備する		●						施設管理者
2-3	避難総務班 総務班 避難所配備職員 風水害時避難所対応職員	各避難所の施設管理者と連携し、避難所を開設する		●						施設管理者
2-4	避難総務班 避難所配備職員	施設管理者と連携して、施設の安全確認を行い、使用可否を判断し、市本部へ報告する		●						施設管理者
2-5	学校支援班	施設が使用可能な場合は、機材・物資の確認、利用室内の整理・清掃等の開設準備を行う		●						施設管理者
2-6	避難総務班	開設する緊急避難場所、避難所を各班及び住民に周知する		●						施設管理者
2-7	指揮調整班	開設する緊急避難場所、避難所を県くらし安全防災局、大和警察署に報告する		●						県、大和警察署

(3) 一次避難所、風水害時避難所の開設を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	避難所配備職員 風水害時避難所対応職員	施設管理者と連携して、避難者受入れスペースや立入禁止区域等を確認する		●						施設管理者
3-2	避難所配備職員 風水害時避難所対応職員	緊急避難場所、避難所の敷地の入り口に、避難所開設の標識を掲示する		●						施設管理者
3-3	避難所配備職員 風水害時避難所対応職員	施設管理者と連携して、避難者を受入れ、避難者名簿を作成する		●						施設管理者
3-4	避難総務班 避難所配備職員 風水害時避難所対応職員	避難所の開設状況を市本部に報告する		●						

(4) 二次避難所の開設の可否を判断する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
4-1	避難総務班	各避難所、関係部署等に開設を指示する			●				施設管理者
4-2	避難所配備職員	各避難所に配備する			●				施設管理者
4-3	福祉班 避難総務班 避難所配備職員	各避難所の施設管理者と連携し、避難所を開設する			●				施設管理者
4-4	福祉班 避難総務班 避難所配備職員	施設管理者と連携して、施設の安全確認を行い、使用可否を判断し、市本部へ報告する			●				施設管理者
4-5	福祉班 避難所配備職員	施設が使用可能な場合は、機材・物資の確認、利用室内の整理・清掃等の開設準備を行う			●				施設管理者
4-6	福祉班 避難総務班 避難所配備職員	開設する緊急避難場所、避難所を各班及び住民に周知する			●				施設管理者
4-7	指揮調整班	開設する緊急避難場所、避難所を県くらし安全防災局、大和警察署に報告する			●				県、大和警察署

(5) 二次避難所への搬送、開設を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
5-1	福祉班 避難総務班 避難所配備職員	施設管理者と連携して、避難者受入れスペースや立入禁止区域等を確認する			●					施設管理者
5-2	福祉班 避難総務班 避難所配備職員	緊急避難場所、避難所の敷地の入り口に、避難所開設の標識を掲示する			●					施設管理者
5-3	福祉班 避難総務班 避難所配備職員	二次避難所の環境に適した避難者を把握し、福祉班に報告する			●					施設管理者
5-4	福祉班 避難総務班 避難所配備職員	二次避難所において受入れを準備する			●					施設管理者
5-5	福祉班	一次避難所から二次避難所への搬送方法（搬送手段、添乗者）を検討する			●					
5-6	福祉班 避難総務班 避難所配備職員	施設管理者と連携して、避難者を受入れ、避難者名簿を作成する			●					施設管理者
5-7	福祉班 避難総務班 避難所配備職員	避難所の開設状況を市本部に報告する			●					

2 避難所の管理運営

【救護対策部、避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	避難総務班 避難所配備職員	施設管理者と連携し、避難所内の住民組織の協力を得て、避難所運営委員会を立ち上げるなど、避難所運営体制を確立する		●						施設管理者
1-2	避難総務班 避難所配備職員	避難所運営委員会と連絡調整し、女性の参画や男女双方の視点に対する配慮、要配慮者に対する配慮、ペットの取扱い等を確認する		●						施設管理者
1-3	救護班 避難所配備職員	感染症が流行しているときは、マスクや消毒液を確保するとともに、発熱者等には専用スペースを確保するなど感染症対策に努める		●						施設管理者
1-4	避難総務班 避難所配備職員	避難所運営委員会と連絡調整し、定期的に避難者数や活動状況を確認するとともに、避難所運営に必要な人材、資機材・物資等を把握する		●						施設管理者
1-5	物資・給水班 避難所配備職員	避難所運営に必要な人材、資機材・物資等を調達する		●						施設管理者
1-6	避難総務班 避難所配備職員	避難者数や活動状況を定期的に整理し、市本部へ報告する		●						施設管理者

3 避難所の統合、閉鎖

【事務局、避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	避難総務班	各避難所、関係部署等に統合、閉鎖の日時、今後の方針を指示する					●		施設管理者
1-2	避難総務班 避難所配備職員	統合、閉鎖までの手順を協議し、その旨を避難者等の関係者に周知する					●		施設管理者
1-3	広報班	統合、閉鎖の広報活動を実施するとともに、県への報告のほか、他部署との情報共有を図るとともに、必要に応じて隣接市に情報を共有する					●		施設管理者

4 帰宅困難者への対応

【総務対策部、避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	総務班	交通機関の復旧情報や道路の被災・復旧に関する情報等、帰宅が可能かどうかの判断に必要な情報を把握する			●				施設管理者
1-2	総務班	県（連絡員）と連絡調整し、災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設の開設状況等を把握する			●				施設管理者
1-3	総務班	一時滞在施設が確保できないときは、一次避難所での受入れ可否を施設管理者と調整する			●				施設管理者
1-4	総務班	通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーション、一時滞在施設に関する情報を整理する			●				施設管理者
1-5	総務班	企業等に一齐帰宅抑制の呼びかけを依頼する			●				施設管理者

※避難所等一覧【資料編 資料7-2】

※避難所想定区域及び想定避難者数一覧【資料編 資料 7-3】

※避難所想定区域図【資料編 資料 7-4】

※避難所運営マニュアル（標準形）【資料編 資料 7-5】

5 指定避難所外に避難する被災者への配慮【救護対策部、避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	避難所配備職員	近隣で開設する指定避難所等を支援拠点に定める			●				施設管理者
1-2	避難総務班 避難所配備職員	避難所運営委員会や自主防災組織等の協力により、指定避難所外に避難する被災者（場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努める			●				施設管理者
1-3	各班	避難所運営委員会や自主防災組織等の協力により、必要な支援（物資・食料、医療救護等）を実施する			●				施設管理者

第2 要配慮者対策

1 避難行動要支援者の避難や安否確認等

【救護対策部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	福祉班 活動班	避難行動要支援者名簿を活用し、関係機関・団体と連携し、要支援者の避難誘導を支援する			●					大和警察署
1-2	福祉班	避難行動要支援者についての避難誘導後の安否確認結果を整理し、市本部に報告する			●					大和警察署
1-3	広報班 福祉班 活動班	避難行動要支援者のうち、行方不明者、安否不明者に関する報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設や市民等への情報提供を行う			●					大和警察署

2 要配慮者に対する避難所での応急支援【救護対策部、避難・生活支援部】

(1) 要配慮者の避難生活支援体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	避難所配備職員 福祉班	避難所等に避難している要配慮者数等を把握する			●				
1-2	避難所配備職員 福祉班 救護班	市社会福祉協議会、ボランティア、有資格者、専門家、事前協定締結団体・事業者等と連携し、巡回相談体制を確立する 相談内容は、次のとおり ・健康相談 ・全般的な生活相談 ・行政支援サービスの利用相談 ・生活介護支援 等			●				厚木保健福祉事務所大和センター、市社会福祉協議会、ボランティア、有資格者や専門家、事前協定締結団体・事業者
1-3	福祉班 救護班	難所等に巡回相談チームを派遣するなど要配慮者の実態調査を行う			●				
1-4	福祉班 救護班	巡回相談チームからの報告をもとに、要配慮者の人的、物的支援ニーズを整理する			●				

(2) 要配慮者の避難生活支援等を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	福祉班	関係各班と要配慮者の人的、物的支援ニーズにしたい、対応方針を検討する			●					
2-2	福祉班	対応方針にしたい、要配慮者の避難生活上必要となる人材を確保する			●					
2-3	福祉班	対応方針にしたい、要配慮者の避難生活上必要となる福祉用具・物資等を確保する			●					
2-4	福祉班 救護班	必要に応じて、福祉避難所、緊急入所施設、医療機関へ避難する者のスクリーニングを実施する			●					
2-5	福祉班 救護班	福祉避難所、緊急入所施設、医療機関等での対応が必要な要配慮者があるときは、ボランティア等の協力を得て搬送する								市社会福祉協議会

3 福祉避難所等の確保と移送

【救護対策部】

(1) 要配慮者の避難生活支援体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	福祉班	開設されている避難所の施設管理者と連絡調整し、二次避難所へ移動及び福祉避難所開設ニーズを確認する			●					施設管理者
1-2	福祉班	二次避難所へ移動が必要な方がいる場合は、二次避難所への移動及び開設に必要な人材、物資等を確保する			●					市社会福祉協議会、ボランティア、有資格者や専門家、事前協定締結団体・事業者
1-3	福祉班	福祉避難所の開設が必要なときは、民間及び公立の社会福祉施設と連携し、福祉避難所の開設可否を確認する			●					
1-4	福祉班	民間及び公立の社会福祉施設との調整結果を踏まえ、福祉避難所の開設場所を決定する			●					
1-5	福祉班	必要に応じて、民間賃貸住宅あつ旋業者、旅館・ホテル等と調整し、福祉避難所としての借上げにより不足分を補う			●					
1-6	福祉班	施設管理者等の協力を得て、福祉避難所の管理、運営に必要な人材、物資を確保し、福祉避難所を開設する			●					施設管理者
1-7	福祉班	必要に応じて、市本部に福祉避難所の運営に関する県や国の応援要請を依頼する			●					
1-8	福祉班	福祉避難所の開設を確認し、市本部及び県本部に報告する			●					
1-9	広報班 福祉班	福祉避難所の開設について、広報班を通じて住民に広報する			●					

(2) 福祉避難所等を運営する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
2-1	福祉班	福祉避難所へ避難した避難者及び家族の避難者名簿を作成する			●				
2-2	福祉班	開設された福祉避難所より、避難者の数、支援のニーズ、必要物資等の情報を定期的に整理する			●				
2-3	福祉班	支援のニーズを踏まえ、専門的人材やボランティアの配置を調整する			●				
2-4	福祉班	支援のニーズを踏まえ、福祉用具、物資等を調達する			●				
2-5	福祉班 救護班	避難者の健康維持に努め、必要に応じて、緊急入所施設、緊急ショートステイ、医療機関等への搬送を依頼する			●				

(3) 福祉避難所等を閉鎖する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
3-1	福祉班	福祉避難所の統廃合を検討する					●		
3-2	福祉班	市本部の福祉避難所の統廃合の決定を受け、残留避難者の受入れ先の調整を行う					●		
3-3	福祉班	避難している要配慮者及びその家族に福祉避難所の統廃合について説明する					●		
3-4	福祉班	必要に応じて、避難者の受入れ先への搬送を支援する					●		
3-5	福祉班	運営スタッフと協力し、後片付けを行い、施設の原状を回復する					●		
3-6	福祉班	福祉避難所運営に関する記録等を整理する					●		
3-7	福祉班	福祉避難所の閉鎖完了を市本部に報告する					●		

4 要配慮者への健康相談等

【救護対策部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	救護班	要配慮者の健康相談等ニーズにしたがい、対応方針を検討する			●				
1-2	福祉班	関係機関等と連携し、各種支援を実施する ・巡回健康相談チーム、巡回リハビリテーションチームによる健康相談等 ・ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活支援相談 ・ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援 ・チラシ、点字等による障がい者向けの広報活動等			●				厚木保健福祉事務所大和センター、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉関係団体、自主防災組織、ボランティア

5 要配慮者向け応急仮設住宅の供給 【救護対策部、土木対策部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	都市施設 班 福祉班 救護班	要配慮者の仮設住宅需要にした がい、対応方針を検討する						●	
1-2	都市施設 班 福祉班 救護班	関係機関と連絡調整し、要配慮 者に配慮した構造・設備を有す る応急仮設住宅となるよう検討 する ・暑さ・寒さ対策（断熱材） ・段差解消の手すり、スロープ 等 等						●	県
1-3	都市施設 班 福祉班 救護班	福祉施設（介護老人福祉施設、 障害者入所施設等）の被害によ り要介護高齢者等の入居者の生 活等に支障が受ける場合等を想 定し、福祉仮設住宅の建設を検 討する						●	県
1-4	都市施設 班 福祉班 救護班	入居対象者の決定において、要 配慮者等を配慮した検討を行う						●	

※避難所等一覧【資料編 資料 7-2】

※避難所想定区域及び想定避難者数一覧【資料編 資料 7-3】

※避難所想定区域図【資料編 資料 7-4】

※災害時応援協定一覧【資料編 資料 13-1】

※福祉避難所（要援護者）に関する協定【資料編 資料 13-5-3】

第3 飲料水及び生活用水の供給対策

1 飲料水の確保

【避難・生活支援部】

(1) 応急給水体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	物資・給 水班	水道施設の被害調査結果から断水地域や道路状況、応急給水の水源となる水道施設（配水池、耐震性貯水槽等）の被害状況等の応急給水に必要な情報を収集する			●				県企業庁 海老名水道営業所
1-2	物資・給 水班	必要に応じて、隣接する水道事業者の水道施設を給水基地として利用することに関する調整を行う			●				
1-3	物資・給 水班	応急給水が必要な地域及び給水必要量を推定する			●				
1-4	物資・給 水班	情報を取りまとめ、給水対象地域、給水場所、給水時間、給水地域の優先順位等を決定し、給水計画を策定する			●				
1-5	物資・給 水班	必要に応じて、綾瀬市管工事業協同組合、自主防災組織、ボランティアに搬送を要請する			●				綾瀬市管 工事業協 同組合、 自主防災 組織、ボ ランティア
1-6	物資・給 水班	給水計画にしたがい、必要な人員及び給水車両、給水タンク等の資機材を確保する			●				
1-7	物資・給 水班	人員、給水車両、資機材等が不足する場合は、総務班を通じて応援協定締結団体、県（連絡員）等に応援を要請する			●				応援協定 締結団 体、県
1-8	物資・給 水班 広報班	給水計画にしたがい、給水地点等を設定し、給水時間、給水場所等について、広報班を通じて住民に広報する			●				

第1章 災害応急対策
第4節 生活を守るための対策

(2) 応急給水を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
2-1	物資・給 水班	給水計画にしたがい、応急給水 活動を実施する			●				
2-2	物資・給 水班	応急給水実施記録を作成する			●				
2-3	物資・給 水班	応急給水実施記録を整理する			●				
2-4	物資・給 水班	応急給水実施状況を市本部に報 告する			●				

2 飲料水以外の生活用水の供給

【避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	物資・給 水班	関係機関と連携し、小中学校プ ールの水などを活用し、生活用 水の供給方法を検討する			●				県企業庁 海老名水 道営業所
1-2	物資・給 水班	生活用水を供給する			●				
1-3	物資・給 水班	応急給水実施状況を市本部に報 告する			●				

※飲料水兼用耐震性貯水槽設置場所及び給水資機材【資料編 資料 7-8】

※災害救助法施行規則【資料編 資料 11-11】

※災害救助法施行細則による救助の程度等【資料編 資料 11-12】

第4 食料等の供給対策

1 食料等の調達

【避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	物資・給 水班	本部の指示により、被害状況、避難所生活者数等から、確保すべき食料の数量を推定する			●				県企業庁 海老名水道営業所
1-2	物資・給 水班	公的備蓄では供給不足が見込まれるときは、応援協定締結団体の被災状況を確認し、応援の可否を把握する			●				
1-3	物資・給 水班	さらに不足が見込まれる場合は、民間企業等からの調達を検討し、確保可能な概ねの食料の数量を算定する			●				
1-4	物資・給 水班	必要な食料が市内において調達が困難な場合は、県（連絡員）に応援を要請する			●				
1-5	物資・給 水班	確保すべき食料の数量、調達先、本部から指示された物資集積拠点等を取りまとめた食料調達計画を作成する			●				

2 食料等供給計画

【避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	物資・給 水班	調達した食料の受付記録を作成し、保管する			●					
1-2	物資・給 水班 避難所配 備職員	必要に応じて、救護総務班を通じて、食料の配分等に協力する 災害ボランティアを確保する			●					
1-3	物資・給 水班	避難所等へ食料の供給を行う			●					自衛隊
1-4	物資・給 水班	供給した食料の記録を作成し、保管する			●					
1-5	物資・給 水班	食料の供給実施状況を市本部に報告する			●					

※災害救助法施行規則【資料編 資料 11-11】

※災害救助法施行細則による救助の程度等【資料編 資料 11-12】

※災害時応援協定一覧【資料編 資料 13-1】

※食料調達に関する協定【資料編 資料 13-6-2】

3 炊き出しの実施、支援等

【避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	学校支援 班	食料の調達計画にしたがい、炊き出しに必要な米穀、人材、資機材、場所等を確保する				●				
1-2	学校支援 班	自衛隊の協力等により、炊き出しを実施し、避難所等で食料の供給を行う				●				
1-3	学校支援 班	炊き出しの実施記録を作成し、保管する				●				自衛隊
1-4	学校支援 班	炊き出しの実施状況を市本部に報告する				●				

第5 生活必需物資等供給対策

1 生活必需物資等の調達

【避難・生活支援部】

(1) 生活必需物資を調達する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	物資・給 水班	本部の指示により、被害状況、避難所生活者数等から、確保すべき生活必需物資の数量を推定する			●				
1-2	物資・給 水班	公的備蓄では供給不足が見込まれるときは、応援協定締結団体の被災状況を確認し、応援の可否を把握する			●				
1-3	物資・給 水班	さらに不足が見込まれる場合は、民間企業等からの調達を検討し、確保可能な概ねの生活必需物資の量を算定する			●				民間企業 等
1-4	物資・給 水班	必要な生活必需物資が市内において調達が困難な場合は、県（連絡員）に応援を要請する			●				
1-5	物資・給 水班	確保すべき物資の品目、数量、調達先、本部から指示された物資集積拠点等を取りまとめた生活必需物資の調達計画を作成する			●				
1-6	物資・給 水班	生活必需物資の調達計画にしたがい、協定締結業者等に協力を依頼するなど生活必需物資を確保する			●				

(2) 燃料を調達する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	資産管理 班	市周辺の給油所の被災状況を確認し、利用可能な給油所を把握する			●				
1-2	資産管理 班	市本部を通じて、各班に利用可能な給油所を周知する			●				
1-3	資産管理 班	被害状況により、ガソリン等の燃料が不足することが想定されるときは、県（連絡員）を通じて、神奈川県石油商業組合に対し、燃料供給を依頼する			●				県、神奈川県石油商業組合

2 生活必需物資等の支給

【避難・生活支援部】

(1) 生活必需物資を支給する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	物資・給 水班	調達された生活必需品の受付記録を作成し、保管する			●				
1-2	物資・給 水班	必要に応じて、救護総務班を通じて、物資の配分等に協力する災害ボランティアを確保する			●				
1-3	物資・給 水班 避難所配 備職員	避難所等へ物資の供給を行う			●				
1-4	物資・給 水班	供給した生活必需品の記録を作成し、保管する			●				
1-5	物資・給 水班	生活必需品の供給実施状況を市本部に報告する			●				

第1章 災害応急対策
第4節 生活を守るための対策

(2) 燃料を支給する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
2-1	資産管理 班	市周辺の給油所の被災状況を確認し、利用可能な給油所を把握する			●				
2-2	資産管理 班	市本部を通じて、各班に利用可能な給油所を周知する			●				
2-3	資産管理 班	被害状況により、ガソリン等の燃料が不足することが想定されるときは、県（連絡員）を通じて、神奈川県石油商業組合に対し、燃料供給を依頼する			●				県、神奈川県石油商業組合

※防災倉庫設置場所一覧【資料編 資料 7-6】

※各防災倉庫備蓄品【資料編 資料 7-7】

※災害救助法施行規則【資料編 資料 11-11】

※災害救助法施行細則による救助の程度等【資料編 資料 11-12】

※災害時応援協定一覧【資料編 資料 13-1】

※生活物資等調達に関する協定【資料編 資料 13-6-1】

第6 ライフライン等の応急対策

1 情報連絡体制の確保

【事務局】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	関係各班	関係機関との連絡体制を確保する			●				ライフライン関係機関
1-2	関係各班	関係機関の活動拠点※の受け入れ準備をする			●				ライフライン関係機関
1-3	関係各班	関係機関と定期的に協議できる体制（連絡手段、場所等）を確保する			●				ライフライン関係機関

※活動拠点：市民文化センター第2駐車場（北側）

2 上水道の応急対策 【県企業庁海老名水道営業所、避難・生活支援部、土木対策部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	広報班 物資・給 水班 下水道班	破損箇所、注意事項、復旧作業の状況を広報する			●				県企業庁 海老名水 道営業所
1-2	下水道班	県企業庁海老名水道営業所、民間工事業者等と連携し、医療施設、福祉施設、避難所等の給水装置の復旧対策を実施する			●				県企業庁 海老名水 道営業所

3 下水道の応急対策 【土木対策部】

(1) 被害状況の調査、応急措置を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	下水道班	マンホール、管渠等の下水道関係施設の緊急調査体制を確立する			●				
1-2	下水道班	下水道関係施設の被害調査を行い、被害状況を詳細に把握する			●				
1-3	下水道班	マンホール等に流入防止等の応急措置を講じる			●				
1-4	下水道班	各種応急措置を講じる ・マンホールからの溢水があるときは、必要に応じて、バキュームカーでの排出措置を講じる ・処理場等の停電時、非常用発電装置の稼働等を講じる ・処理施設浸水時、土のう等の設置、応急修理等を講じる 等			●				災害時応 援協定団 体

第1章 災害応急対策
第4節 生活を守るための対策

(2) 復旧対策を実施する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
2-1	下水道班	民間工事業者等と連携し、下水道 関連施設の復旧対策を実施する			●					民間工事 業者
2-2	広報班 下水道班	破損箇所、注意事項、復旧作業 の状況を広報する			●					

4 電気の応急対策

【東京電力パワーグリッド(株)】

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
1-1	都市施設 班 指揮調整 班	東京電力パワーグリッド(株)と連絡 調整し、被害状況、施設の復旧見 込み等を把握する			●					民間工事 業者
1-2	広報班 都市施設 班 指揮調整 班	被害状況、復旧作業の状況を広 報する			●					

5 ガスの応急対策

【東京ガスネットワーク(株)、LPガス事業者】

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
1-1	都市施設 班 指揮調整 班	東京ガスネットワーク(株)、LPガ ス事業者と連絡調整し、被害状 況、施設の復旧見込み等を把握す る			●					東京ガス ネットワ ーク(株)、 LPガス 事業者
1-2	広報班 都市施設 班 指揮調整 班	被害状況、復旧作業の状況を広 報する			●					

6 通信関係の応急対策 【NTT 東日本(株)、NTTドコモビジネス(株)、 株NTTドコモ、KDDI(株)】

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
1-1	都市施設 班 指揮調整 班	NTT 東日本(株)、NTTドコモビ ジネス(株)、(株)NTTドコモ、KDD I(株)と連絡調整し、被害状況、施 設の復旧見込み等を把握する			●					NTT 東 日本(株)、 NTTド コモビ ジネス(株)、 (株)NTT ドコモ、 KDDI (株)
1-2	広報班 都市施設 班 指揮調整 班	被害状況、復旧作業の状況を広 報する			●					

7 バス会社の安全措置 【神奈川中央交通(株)、相鉄バス(株)】

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
1-1	都市施設 班 指揮調整 班	神奈川中央交通(株)、相鉄バス(株)と 連絡調整し、被害状況、施設の復 旧見込み等を把握する			●					神奈川中 央交通 (株)、相鉄 バス(株)
1-2	広報班 都市施設 班 指揮調整 班	被害状況、復旧作業の状況、再 開見込みを広報する			●					

※神奈川県管工事業協同組合綾瀬支部災害対策計画【資料編 資料 10-1】

※東京電力パワーグリッド(株)の応急活動対策【資料編 資料 10-2】

※東京ガスネットワーク(株)の防災業務計画(抜粋)【資料編 資料 10-3】

※地震防災応急処置要領―神奈川中央交通(株)綾瀬営業所【資料編 資料 13-7-3】

第1章 災害応急対策
第4節 生活を守るための対策

※防災規則一相鉄バス(株)【資料編 資料 13-7-4】

※災害時における液化石油ガスの調達及び応急工事に関する協定書【資料編 資料 13-9-1】

※災害時における応急対策等の協力に関する協定【資料編 資料 13-9-4】

第5節 生活再建に向けた対策

第1 防疫・清掃対策

1 防疫等活動

【救護対策部】

(1) 防疫活動体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	救護班	防疫活動を必要とする地域を把握し、活動要員、薬剤等の必要量を算出する				●				
1-2	救護班	病院等医療施設、県央地域災害医療対策会議等と連携し、活動要員、薬剤等の必要量に応じた防疫班を編成する				●				厚木保健福祉事務所
1-3	救護班	消毒方法、消毒薬等の配布方法、配布場所、消毒地域の優先順位等を決定する				●				
1-4	救護班	防疫活動に必要な人員及び車両の手配、薬品、防疫用資機材等を調達する				●				
1-5	救護班	必要な人員及び車両、薬品、防疫用資機材等について不足する場合は、県保健医療福祉調整地方本部に応援を要請する				●				

(2) 防疫活動を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
2-1	救護班	病院等医療施設、県央地域災害医療対策会議等と連携して、検病調査及び予防宣伝を実施する				●			厚木保健 福祉事務 所
2-2	救護班	必要に応じて、臨時予防接種の実施を病院等医療施設、県央地域災害医療対策会議等に要請する				●			厚木保健 福祉事務 所
2-3	救護班	家屋の消毒やそ族昆虫などの駆除のため必要な薬剤の配布を行う				●			
2-4	救護班	防疫活動記録を作成する					●		
2-5	救護班	防疫活動結果を市本部に報告する					●		

2 災害用トイレの設置、管理 【避難・生活支援部、土木対策部】

(1) 仮設トイレを設置する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	廃棄物班	避難所収容者数、トイレの使用可能状況、上下水道施設の被害状況等の情報から仮設トイレの設置基数、設置場所を決定する			●				
1-2	廃棄物班	協定締結団体、民間事業者団体等と連携し、仮設トイレを運搬・設置する			●				協定締結 団体
1-3	廃棄物班	仮設トイレが不足する場合は、県や民間事業者団体に応援を要請する			●				県、民間 事業者団 体
1-4	廃棄物班	仮設トイレを設置する施設の責任者等にトイレの衛生管理について協力を依頼する			●				
1-5	廃棄物班	仮設トイレの設置状況を整理する			●				
1-6	廃棄物班	仮設トイレの設置状況をし尿処理施設管理者と市本部に報告する			●				

(2) その他トイレを活用する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
2-1	物資・給 水班	避難所収容者数、トイレの使用可能状況、上下水道施設の被害状況等の情報からマンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ等の活用を決定する				●				
2-2	物資・給 水班	協定締結団体、民間事業者団体等と連携し、携帯トイレの配布、簡易トイレ等の設置を実施する				●				
2-3	物資・給 水班	携帯トイレ、簡易トイレ等が不足する場合は、民間事業者団体等に応援を要請する				●				民間事業者 団体
2-4	物資・給 水班	マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ等の利用方法を周知する				●				

3 災害廃棄物の処理

【避難・生活支援部】

(1) 一般廃棄物処理施設の処理体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
1-1	廃棄物班	市内の被災状況を把握するとともに、避難所の避難者数や地域の被災状況から、生活ごみ・粗大ごみ等の日常型廃棄物の発生量を推計する			●					
1-2	廃棄物班	情報を取りまとめ、災害廃棄物処理実行計画に基づき、一般廃棄物の処理方針を決定する			●					
1-3	廃棄物班	処理に必要な車両や人員を確保し、清掃チームを編成する			●					
1-4	廃棄物班	必要に応じて、県（連絡員）に応援を要請する			●					県
1-5	廃棄物班	災害廃棄物処理実行計画に基づき一次集積場等を確保する			●					

(2) 一般廃棄物の処理を実施する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
2-1	広報班 廃棄物班	住民に集積場所、集積日時、ごみの適切な処理方法等について、広報班を通じて住民に広報する				●				
2-2	廃棄物班	一般廃棄物運搬許可業者によるごみの収集運搬業務を管理する				●				
2-3	廃棄物班	一般廃棄物の処理状況を整理する				●				
2-4	廃棄物班	一般廃棄物の処理状況を市本部に報告する				●				

(3) 災害廃棄物処理体制を確立する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
3-1	廃棄物班	家屋の被災状況等の情報を収集し、災害廃棄物の発生量を推計する				●				
3-2	廃棄物班	情報を取りまとめ、災害廃棄物の処分場、仮置場、分別区分等を決定し、災害廃棄物処理実行計画を作成する				●				公益社団 法人神奈 川県産業 資源循環 協会
3-3	廃棄物班	運搬業者、解体業者、分別業者等の稼働状況を確認し、処理に必要な車両や人員を確保する				●				公益社団 法人神奈 川県産業 資源循環 協会
3-4	廃棄物班	必要に応じて、県（連絡員）に応援を要請する				●				県
3-5	廃棄物班	災害廃棄物処理実行計画に基づき仮置場等を設営する				●				

(4) 災害廃棄物処理を実施する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
4-1	廃棄物班	仮置場における分別業務や仮置場から処分場までの運搬業務を発注する						●		公益社団 法人神奈 川県産業 資源循環 協会
4-2	廃棄物班	業者に発注した分別業務や運搬業務を監理する						●		
4-3	廃棄物班	災害廃棄物の処理状況を整理する							●	
4-4	廃棄物班	災害廃棄物の処理状況を市本部に報告する							●	

※綾瀬市災害廃棄物処理計画【資料編 資料10-4】

※資機材等調達に関する協定【資料編 資料13-6-3】

※地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定書【資料編 資料13-9-5】

第2 障害物の除去対策

1 河川等の障害物の除去

【土木対策部】

(1) 所管する河川管理施設等の緊急点検調査を実施する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
1-1	道路班	河川管理施設、砂防設備（以下「河川管理施設等」という）の被害概況を把握する		●						厚木土木 事務所
1-2	道路班	河川管理施設等の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する		●						
1-3	道路班	河川管理施設等の緊急点検調査を実施し、二次災害等危険度を評価する		●						
1-4	道路班	河川管理施設等の緊急点検調査実施結果を整理する		●						
1-5	道路班	河川管理施設等の緊急点検調査実施結果を市本部に報告する		●						
1-6	道路班	河川管理施設等の被災状況を災害発生後1週間以内に県に報告する			●					

(2) 所管する河川管理施設等の二次災害防止措置を行う

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
2-1	道路班	河川管理施設等に著しい被害を生じるおそれがある場合は、避難及び立入制限等の措置を講じる			●				
2-2	道路班	河川管理施設等に関し、障害物の除去、仮復旧等施設に応じた二次災害防止措置を講じる			●				
2-3	道路班	河川管理施設等の二次災害防止措置に関し、必要に応じて、市本部に県等への応援要請を依頼する			●				
2-4	道路班	河川管理施設等に関し、実施した二次災害防止措置を整理する			●				
2-5	道路班	河川管理施設等に関し、実施した二次災害防止措置を市本部に報告する			●				
2-6	道路班	河川管理施設等に関し、実施した対応状況を県に報告する			●				

2 住家に係る障害物の除去

【土木対策部】

(1) 住居関連の障害物の除去に関する相談窓口を開設する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	道路班	災害救助法の適用と県知事から当該救助の委任の有無を市本部に確認する				●			
1-2	道路班	災害救助法が適用され、県より事務委任されたとき、住居関連の障害物の除去に関する申込受付体制を確立する				●			
1-3	道路班	住居関連の障害物の除去に関する申込等の受付窓口を開設する				●			
1-4	広報班 道路班	住居関連の障害物の除去の窓口開設に関して、広報班を通じて住民に広報する				●			

第1章 災害応急対策
第5節 生活再建に向けた対策

(2) 住居関連の障害物の除去を支援する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
2-1	道路班	被災住宅の障害物の除去の申込受付や相談・苦情等の受付を実施する				●				
2-2	道路班	被災住宅の障害物の除去の需要を整理する					●			
2-3	道路班	除去に関する工事を発注する					●			
2-4	道路班	除去に関する工事の請負契約を締結する					●			
2-5	道路班	除去に関する工事監理を実施する							●	
2-6	道路班	除去の実施結果を整理する							●	
2-7	道路班	除去の実施結果を市本部に報告する							●	

※災害救助法施行規則【資料編 資料 11-11】

※災害救助法施行細則による救助の程度等【資料編 資料 11-12】

※災害復旧工事等業務協定書【資料編 資料 13-9-3】

第3 文教対策

1 児童、生徒の安全確保

【避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
1-1	学校支援班	各学校が定めた学校防災計画に基づく報告等により、児童・生徒及び教職員等の安否状況を把握する		●						各学校長
1-2	学校支援班	学校ごとの児童・生徒及び教職員等の安否情報を整理する		●						
1-3	学校支援班	学校ごとの児童・生徒及び教職員等の安否情報の整理結果について、避難総務班を通じて、市本部に報告する		●						
1-4	学校支援班	安否不明な児童・生徒及び教職員等は、消防団、自主防災組織、大和警察署等と連携して、捜索する		●						消防団、自主防災組織、大和警察署

2 文教施設等の応急対策

【救護対策部、避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	避難総務班 学校支援班 救護班	所管する施設（学校、児童福祉、社会教育、文化、スポーツ）等の緊急点検調査に必要な人員、資機材を確保する		●						施設管理者
1-2	避難総務班 学校支援班 救護班	所管する施設（学校、児童福祉、社会教育、文化、スポーツ）等の緊急点検を実施し、二次災害等危険度を評価する		●						施設管理者 応急危険度判定士
1-3	避難総務班 学校支援班 救護班	所管する施設（学校、児童福祉、社会教育、文化、スポーツ）等の緊急点検調査実施結果を整理する			●					
1-4	避難総務班 学校支援班 救護班	所管する施設（学校、児童福祉、社会教育、文化、スポーツ）等の緊急点検調査実施結果について、市本部に報告する			●					
1-5	避難総務班 学校支援班 救護班	所管する施設（学校、児童福祉、社会教育、文化、スポーツ）等の被災状況を災害発生後1週間以内に県へ報告する				●				

3 応急教育の実施

【避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	学校支援班	児童・生徒や教職員の被災状況、インフラの復旧状況、避難所の利用状況により、学校教育再開が困難な施設の有無を把握する						●	
1-2	学校支援班	学校再開、応急教育計画の検討に関して、必要に応じて、関係機関による調整等を行う等実施体制を確立する						●	
1-3	学校支援班	学校教育再開が困難な施設がある場合は、隣接する所管施設の利用や二部授業等の調整を行い、応急教育を実施する						●	
1-4	学校支援班	市内に適切な施設がないときなど、必要に応じて、応急仮校舎の建設、県へのあつ旋要請等により施設を確保する						●	県
1-5	学校支援班 避難総務班	災害により教職員等が不足する場合は、学校間における教職員の応援、県教育委員会への協力要請、教職員の臨時採用、民間教育機関の協力支援、臨時の学級編制を行うなどの調整を実施する						●	

4 学用品の調達・支給

【避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	学校支援班	学校長等と連絡調整し、教科書・学用品等を喪失又は損傷した就学上支障のある児童・生徒等の数を把握する							●	各学校長
1-2	学校支援班	教科書・学用品等の必要数を学校別に取りまとめ、県教育委員会に報告し、供給を受ける							●	県
1-3	学校支援班	供給を受けた教科書・学用品等について、学校を通じて、就学上支障のある児童・生徒等に支給する							●	
1-4	学校支援班	必要に応じて、児童・生徒等にその他就学援助を実施する							●	

5 園児・児童などの安全確保

【救護対策部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	救護班	各施設長からの報告等により、園児・児童の安否状況を把握する			●					各施設長
1-2	救護班	施設の被災状況を考慮し、園児・児童の避難誘導を行う			●					各施設長
1-3	救護班	施設が被災した場合、保護者への引渡しや児童の一時保護を実施する			●					

6 応急保育の実施

【救護対策部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	救護班	各園長より、園児や職員の被災状況、園舎のインフラの復旧状況、避難所の利用状況により、保育再開が困難な施設の有無を把握する			●					各施設長
1-2	救護班	保育再開が困難な施設がある場合は、他の施設の利用等に関する調整を行い、応急保育を実施する			●					各施設長
1-3	救護班	長期にわたり、園舎が使用不能で他の施設の確保が困難なときは、当該園長に自宅待機等の措置を指示する			●					
1-4	救護班	必要に応じて、保育再開の見通し、状況の推移等について、園長を通じて保護者に連絡する			●					消防団、自主防災組織、大和警察署

※災害救助法施行規則【資料編 資料 11-11】

※災害救助法施行細則による救助の程度等【資料編 資料 11-12】

※市立小中学校・県立高等学校一覧【資料編 資料 12-15】

※市立保育所等一覧【資料編 資料 12-16】

第4 警備対策

1 災害警備体制の確立

【大和警察署】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	指揮調整班	大和警察署との連絡体制を確立する			●				大和警察署
1-2	指揮調整班	大和警察署等と連絡調整し、災害警備体制に関する情報を把握する			●				大和警察署

2 災害応急対策活動

【大和警察署】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	指揮調整班	大和警察署等と連絡調整し、警備に関連する災害応急対策活動に関する情報を把握する			●				大和警察署
1-2	指揮調整班	大和警察署から協力要請があった場合は、下記に関する災害応急対策活動を実施する ・ 警報等の伝達 ・ 情報の収集・連絡 ・ 救出救助活動 ・ 避難の指示等 ・ 交通対策 ・ 危険物等対策 ・ 防犯対策 ・ ボランティア等との連携 ・ 広報				●			大和警察署

3 防犯パトロール

【事務局、消防部、自治会】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	指揮調整 班 活動班	消防団、自主防災組織、大和警察署等と連絡調整し、防犯活動が必要な地域等を把握する					●		自主防災 組織、大 和警察署
1-2	指揮調整 班 活動班	必要に応じて、消防団、自主防災組織、大和警察署、警備業者等と連携・協力して、放火・窃盗その他の犯罪防止のための巡回パトロールを実施する					●		自主防災 組織、大 和警察署
1-3	指揮調整 班 活動班	防犯上必要な街路灯の被害について調査し、必要に応じて、各道路管理者・関係機関等と街路灯の復旧・設置に関する調整を行う						●	

第5 ボランティア活動支援対策

1 災害ボランティアセンターの設置【救護対策部、市社会福祉協議会】

(1) 災害ボランティアセンターの設置について検討する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	救護総務 班	多数の災害ボランティア派遣要請や災害ボランティアの申出等の情報を参考に、市社会福祉協議会及びあやせ災害ボランティアネットワークと災害ボランティアセンターの設置場所、設置時期について検討する			●				市社会福 祉協議 会、あ やせ災 害ボ ラン ティ アネ ット ワー ク
1-2	救護総務 班	災害ボランティアセンター設置場所（保健福祉プラザ）、設置時期等について市本部に具申する			●				
1-3	救護総務 班	市本部の決定を受け、災害ボランティアセンター設置場所、設置時期等を確認する			●				

(2) 災害ボランティアセンターの開設準備を行う

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	救護総務班	市社会福祉協議会及びあやせ災害ボランティアネットワークに災害ボランティアセンターの設置を要請する			●					市社会福祉協議会、あやせ災害ボランティアネットワーク
2-2	救護総務班	設置場所に災害ボランティアセンターの会場を設営する			●					
2-3	救護総務班	災害ボランティアセンターの運営に必要なスタッフを確保する			●					
2-4	救護総務班	災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材（専用電話回線、パソコン等）を確保する			●					
2-5	救護総務班	災害ボランティアセンターの開設を確認し、市本部に報告する				●				
2-6	救護総務班	県社会福祉協議会等の関係団体へ協力を依頼する				●				
2-7	広報班 救護総務班	災害ボランティアセンターの開設について、広報班を通じて住民に広報する				●				

2 災害ボランティアセンターの運営【救護対策部、市社会福祉協議会】

(1) 災害ボランティア活動状況を管理する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	救護総務班	関係機関と連絡調整し、市全体のボランティアニーズを把握する				●				市社会福祉協議会、あやせ災害ボランティアネットワーク
1-2	救護総務班	市社会福祉協議会より、災害ボランティアの受付状況を把握する				●				
1-3	救護総務班	災害ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受入体制等を確認する				●				
1-4	救護総務班	インターネット、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、災害ボランティアを募集する				●				
1-5	救護総務班	特定の専門技能を有するボランティア（建築物危険度判定士、被災宅地危険度判定士、外国語通訳ボランティア、カウンセラー、柔道整復師等）の派遣が必要なときは、市本部に要請する				●				
1-6	救護総務班	県を通じ、県本部へ専門ボランティアの派遣を要請する				●				

(2) 災害ボランティア活動支援を行う

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	救護総務班	市社会福祉協議会及びあやせ災害ボランティアセンターより、災害ボランティアセンター運営状況を把握する				●				市社会福祉協議会、あやせ災害ボランティアネットワーク
2-2	救護総務班	災害ボランティアセンターの運営に必要なスタッフが不足する場合は、市本部に調整を依頼する				●				
2-3	救護総務班	災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材が不足する場合は、市本部に調整を依頼する				●				
2-4	救護総務班	必要に応じて、県災害ボランティアセンター、ボランティア団体等に協力を依頼する				●				

(3) 災害ボランティアセンターの閉鎖について検討する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月		
3-1	救護総務班	ボランティア需要の減少等の情報をもとに、市社会福祉協議会及びあやせ災害ボランティアセンターと災害ボランティアセンター閉鎖時期について検討する							●		市社会福祉協議会、あやせ災害ボランティアネットワーク
3-2	救護総務班	災害ボランティアセンター閉鎖時期等について市本部に具申する							●		
3-3	救護総務班	市本部の決定を受け、災害ボランティアセンター閉鎖時期等を確認する							●		

(4) 災害ボランティアセンターを閉鎖する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月		
4-1	救護総務班	市社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの閉鎖を要請する							●		市社会福祉協議会、あやせ災害ボランティアネットワーク
4-2	救護総務班	災害ボランティアセンターで行われる未対応業務の引継ぎや資機材の返却等の後片付けに協力する							●		
4-3	救護総務班	災害ボランティアセンターの閉鎖を確認し、市本部に報告するとともに、県に報告する								●	
4-4	救護総務班	災害ボランティアセンターの閉鎖について、広報班を通じて住民に広報する								●	

※広域応援部隊等活動拠点一覧【資料編 資料2-3】

※災害ボランティアセンターの主な役割【資料編 資料12-2】

※災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書【資料編 資料13-5-7】

第6 住宅対策

1 被災建築物の応急危険度判定

【土木対策部】

(1) 建築物応急危険度判定実施本部を設置する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	土木総務 班 都市施設 班	建築物被害に関する情報を収集する		●						県
1-2	土木総務 班 都市施設 班	危険度判定実施需要を推定する		●						
1-3	土木総務 班 都市施設 班	危険度判定の要否について、市本 部長に具申する		●						
1-4	土木総務 班 都市施設 班	市本部の危険度判定実施の決定を 受け、建築物応急危険度判定実施 本部を設置する		●						
1-5	土木総務 班 都市施設 班	建築物応急危険度判定実施本部の 設置を県本部に連絡する		●						

(2) 建築物応急危険度判定実施本部を運営する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	土木総務 班 都市施設 班	危険度判定の対象地域、実施体制 等を定めた危険度判定実施計画を 作成する				●				
2-2	土木総務 班 都市施設 班	危険度判定実施計画にしたがい、 震災建築物応急危険度判定士、判 定資機材等を確保し、実施体制を 確立する				●				
2-3	土木総務 班 都市施設 班	震災建築物応急危険度判定士、判 定資機材等が不足する場合は、県 土整備局に支援を要請する				●				県
2-4	土木総務 班 都市施設 班	危険度判定実施計画にしたがい、 危険度判定を実施する				●				
2-5	土木総務 班 都市施設 班	著しい被害を生じるおそれがある 建築物がある場合は、避難及び立 入制限等の措置を講じる				●				
2-6	土木総務 班 都市施設 班	危険度判定結果を整理する				●				
2-7	土木総務 班 都市施設 班	危険度判定結果を市本部に報告す る				●				

(3) 建築物応急危険度判定実施本部を閉鎖する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
3-1	土木総務 班 都市施設 班	危険度判定実施状況の進捗管理を行う						●	
3-2	土木総務 班 都市施設 班	建築物応急危険度判定実施本部の閉鎖時期について検討し、市本部に報告する						●	
3-3	土木総務 班 都市施設 班	市本部の決定を受け、建築物応急危険度判定実施本部を閉鎖する						●	
3-4	土木総務 班 都市施設 班	建築物応急危険度判定実施本部の閉鎖を県本部に連絡する						●	

2 被災宅地の危険度判定

【土木対策部】

(1) 被災宅地危険度判定実施本部を設置する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	土木総務 班 都市施設 班	宅地被害に関する情報を収集する		●						県
1-2	土木総務 班 都市施設 班	危険度判定実施需要を推定する		●						
1-3	土木総務 班 都市施設 班	危険度判定実施の要否について、 市本部長に具申する		●						
1-4	土木総務 班 都市施設 班	市本部の危険度判定実施の決定を 受け、被災宅地危険度判定実施本 部を設置する		●						
1-5	土木総務 班 都市施設 班	被災宅地危険度判定実施本部の設 置を県本部に連絡する		●						

(2) 被災宅地危険度判定実施本部を運営する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	土木総務 班 都市施設 班	危険度判定の対象地域、実施体制 等を定めた危険度判定実施計画を 作成する		●						
2-2	土木総務 班 都市施設 班	危険度判定実施計画にしたがい、 被災宅地危険度判定士、判定資機 材等を確保し、実施体制を確立す る		●						県
2-3	土木総務 班 都市施設 班	被災宅地危険度判定士、判定資機 材等が不足する場合は、県土整備 局に支援を要請する		●						
2-4	土木総務 班 都市施設 班	危険度判定実施計画にしたがい、 危険度判定を実施する		●						
2-5	土木総務 班 都市施設 班	著しい被害を生じるおそれがある 宅地がある場合は、避難及び立入 制限等の措置を講じる		●						
2-6	土木総務 班 都市施設 班	危険度判定結果を整理する		●						
2-7	土木総務 班 都市施設 班	危険度判定結果を市本部に報告す る		●						

(3) 被災宅地危険度判定実施本部を閉鎖する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	土木総務班 都市施設班	危険度判定実施状況の進捗管理を行う		●						
3-2	土木総務班 都市施設班	被災宅地危険度判定実施本部の閉鎖時期について検討し、市本部に報告する		●						
3-3	土木総務班 都市施設班	市本部の決定を受け、被災宅地危険度判定実施本部を閉鎖する		●						
3-4	土木総務班 都市施設班	被災宅地危険度判定実施本部の閉鎖を県本部に連絡する		●						

3 被災住宅の応急修理

【土木対策部】

(1) 被災住宅の応急修理の申込受付窓口を開設する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	都市施設班	災害救助法の適用と県知事から当該救助の委任の有無を市本部に確認する							●	
1-2	都市施設班	災害救助法が適用され、県より事務委任されたとき、被災住宅の応急修理に関する申込受付体制を確立する							●	
1-3	都市施設班	被災住宅の応急修理に関する申込等の受付窓口を開設する							●	
1-4	広報班 都市施設班	被災住宅の応急修理の窓口開設に関して、広報班を通じて住民に広報する							●	

(2) 被災住宅の応急修理の申込を受付ける

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	都市施設 班	被災住宅の応急修理の申込受付や 相談・苦情等の受付を実施する							●	
2-2	都市施設 班	被災住宅の応急修理の需要を整理 する							●	
2-3	都市施設 班	被災住宅の応急修理に関する実施 計画を作成する							●	
2-4	広報班 都市施設 班	必要に応じて、県住宅計画課や他 自治体、建築関係協力団体等に協 力を要請する							●	

(3) 被災住宅の応急修理を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
3-1	都市施設 班	被災住宅の応急修理に関する工事 を発注する							●	
3-2	都市施設 班	工事の請負契約を締結する							●	
3-3	都市施設 班	工事監理を実施する							●	
3-4	広報班 都市施設 班	被災住宅の応急修理の実施結果を 整理する							●	

4 公共、民間住宅の確保

【土木対策部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	都市施設 班	避難所における被災調査等により、仮設住宅需要を推定する							●	
1-2	都市施設 班	関係機関と連絡調整し、市営住宅、県営等の公営住宅の被害状況を確認するほか、市内外の提供可能な空き室数（公営住宅等）を把握し、一時提供住宅を確保する							●	
1-3	都市施設 班	各班、関係機関、その他管理者と連絡調整し、応急仮設住宅建設予定地の現況を把握し、建設の適否を確認して、建設予定地を選定する							●	県
1-4	都市施設 班	総戸数及び募集区分別戸数案、面積・仕様・規格・付帯設備等案を検討し、配置計画案を作成する							●	県
1-5	都市施設 班	被災者向け住宅供給実施計画にしたがい、県に応急仮設住宅の建設を要請する							●	

5 建設型応急住宅の用地確保、建設等

【土木対策部】

(1) 建設型応急仮設住宅の建設等準備を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	都市施設 班	避難所における被災調査等により、仮設住宅需要を推定する						●	
1-2	都市施設 班	関係機関と連絡調整し、市営住宅、県営等の公営住宅の被害状況を確認するほか、市内外の提供可能な空き室数（公営住宅等）を把握し、一時提供住宅を確保する						●	
1-3	都市施設 班	各班、関係機関、その他管理者と連絡調整し、応急仮設住宅建設予定地の現況を把握し、建設の適否を確認して、建設予定地を選定する						●	県
1-4	都市施設 班	総戸数及び募集区分別戸数案、面積・仕様・規格・付帯設備等案を検討し、配置計画案を作成する						●	県
1-5	都市施設 班	被災者向け住宅供給実施計画にしたがい、県に応急仮設住宅の建設を要請する						●	

(2) 応急仮設住宅入居者を決定する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	都市施設 班	入居対象者の資格、優先順位等の 条件を決定する							●	
2-2	都市施設 班	入居申込・住宅提供申出等の受付 窓口を開設する							●	
2-3	広報班 都市施設 班	被災者向け住宅供給に関する窓口 開設について、広報班を通じて住 民に広報する							●	
2-4	都市施設 班	入居申込・住宅提供申出等の受付 や相談・苦情等の受付を実施する							●	
2-5	都市施設 班	福祉班や民生委員・児童委員の協 力を得て、申込者に対し、審査、 抽選等を行い、入居者を決定する							●	
2-6	都市施設 班	入居者と契約を交わし、鍵の引渡 しを行う							●	

※災害救助法施行規則【資料編 資料 11-11】

※災害救助法施行細則による救助の程度等【資料編 資料 11-12】

※災害復旧工事等業務協定書【資料編 資料 13-9-3】

6 家屋の被害認定調査

【総務対策部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	被害調査・り災証明班	家屋の被害認定調査やり災証明書に関する方法について県と情報を共有する（内閣府の「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」参照）			●				県
1-2	被害調査・り災証明班	被害状況等を考慮し、調査方針等を決定し、実施体制を確立する ・調査計画の策定 ・調査体制の構築（人員確保、応援手配） ・資機材の調達 ・調査方法の確認（研修等） ・調査班の編成 （内閣府の「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」参照）					●		消防本部、県、近隣市町、民間団体
1-3	被害調査・り災証明班	被害家屋調査を実施する					●		
1-4	被害調査・り災証明班	り災証明書の交付等に向けて、被害家屋調査の実施結果を整理する					●		
1-5	被害調査・り災証明班	り災証明書交付後、被災者から申請・依頼があった場合、第2次調査又は再調査を実施する					●		

※綾瀬市災害証明等取扱規程【資料編 資料 11-8】

※綾瀬市消防証明等取扱規程【資料編 資料 11-9】

第2章 災害復旧・復興対策

第1節 被災者の生活再建支援

1 被災者の経済的再建支援【事務局、総務対策部、救護対策部、避難・生活支援部、消防部】

(1) 総合相談窓口を設置する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	広報班 被害調査・り災 証明班 被災者支援班	福祉、保健、医療、教育、労働、金融等の総合窓口を開設し、市民に広報する					●		

(2) り災証明書を発行する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
2-1	被害調査・り災 証明班	り災証明書の発行業務の実施体制を確立する					●		
2-2	被害調査・り災 証明班	り災証明書の発行業務に必要な調査員・備品を確保する					●		
2-3	被害調査・り災 証明班	総合相談窓口においてり災証明書発行申請を受け付ける					●		県

(3) 被災者台帳を作成する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
3-1	被災者支援班 被害調査・り災証明班	被災者の援護に関する情報を入手し、り災証明書の交付状況をもとに、被災者台帳を作成する					●		
3-2	被災者支援班 被害調査・り災証明班	市内で保有していない情報等があるときは、他の市町村等に情報提供を依頼し、被災者台帳に記載・記録する					●		他市町村
3-3	被災者支援班 被害調査・り災証明班	被災者台帳を用いて、関係部署間で被災者の情報を共有する					●		
3-4	被災者支援班 被害調査・り災証明班	外部が行う被災者援護を効率的に行うため、必要に応じて、申請に基づき台帳情報を外部に提供する					●		

(4) 被災者生活再建支援金を支給する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
4-1	救護総務班	法令及び条例の規定に基づく、被災者生活再建支援金の支給に関する条件や手続きを把握する					●		
4-2	救護総務班	被災者生活再建支援金の支給に関する相談体制を確立する					●		他市町村
4-3	救護総務班	法令及び条例の規定に基づく、被災者生活再建支援金の支給に関する広報資料を作成する					●		
4-4	救護総務班	総合相談窓口において、各種相談、申請を受け付ける						●	
4-5	救護総務班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う						●	
4-6	救護総務班	各種相談、申請情報を整理する						●	

(5) 災害福祉資金等を貸付する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
5-1	救護総務班	法令及び条例の規定に基づく、災害福祉資金等の貸付に関する条件や手続きを把握する					●		
5-2	救護総務班	災害福祉資金等の貸付に関する相談体制を確立する					●		他市町村
5-3	救護総務班	法令及び条例の規定に基づく、災害福祉資金等の貸付に関する広報資料を作成する					●		
5-4	救護総務班	総合相談窓口において、各種相談、申請を受け付ける						●	
5-5	救護総務班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う						●	
5-6	救護総務班	各種相談、申請情報を整理する						●	

(6) 災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
6-1	救護総務班	法令及び条例の規定に基づく、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給に関する条件や手続きを把握する					●			
6-2	救護総務班	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給に関する相談体制を確立する					●			他市町村
6-3	救護総務班	法令及び条例の規定に基づく、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給に関する広報資料を作成する					●			
6-4	救護総務班	総合相談窓口において、各種相談、申請を受け付ける						●		
6-5	救護総務班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う						●		
6-6	救護総務班	各種相談、申請情報を整理する						●		

(7) 災害福祉資金等を貸付する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
7-1	救護総務班	法令及び条例の規定に基づく、災害福祉資金等の貸付に関する条件や手続きを把握する					●			
7-2	救護総務班	災害福祉資金等の貸付に関する相談体制を確立する					●			他市町村
7-3	救護総務班	法令及び条例の規定に基づく、災害福祉資金等の貸付に関する広報資料を作成する					●			
7-4	救護総務班	総合相談窓口において、各種相談、申請を受け付ける						●		
7-5	救護総務班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う						●		
7-6	救護総務班	各種相談、申請情報を整理する						●		

(8) 義援物資の受入れ及び配分を実施する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
8-1	被災者支援班 物資・給水班	被災地の状況を把握し、概ね被災地に必要とされる物資、不要な物資の量等の情報を整理する						●		
8-2	被災者支援班 物資・給水班	市本部と調整し、義援物資募集品目を決定する						●		他市町村
8-3	被災者支援班 物資・給水班	市社会福祉協議会と調整し、義援物資の受付・保管、配分の実施体制を確立する						●		
8-4	被災者支援班 物資・給水班	市社会福祉協議会と調整し、物資集積拠点に受付窓口（物資送り先）を開設する						●		
8-5	広報班 被災者支援班 物資・給水班	広報班と連携して、市公式ウェブサイト、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関で義援物資の募集を広報する						●		
8-6	被災者支援班 物資・給水班	義援物資の提供を受け付けたときは、受領書を発行し、帳簿等を整備する						●		
8-7	被災者支援班 物資・給水班	物資集積拠点に義援物資を一時保管する						●		
8-8	被災者支援班 物資・給水班	義援物資の受付状況を整理する						●		
8-9	被災者支援班 物資・給水班	義援物資の受付状況を市本部に報告する						●		
8-10	被災者支援班 物資・給水班	避難所ニーズ等を把握し、受け付けた義援物資の配分計画を作成する						●		

(9) 義援金の受入れ及び配分を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
9-1	財務班	県、被災市町村、日本赤十字社県支部等の関係団体と義援金配分委員会を設置する							●	
9-2	財務班	義援金配分委員会において決定される義援金の募集方法、募集期間、広報方法等を確認する							●	
9-3	財務班	市社会福祉協議会と調整し、義援金の受付・保管、配分の実施体制を確立する							●	
9-4	財務班	市社会福祉協議会と調整し、受付窓口や振込指定口座を開設する							●	
9-5	財務班	市ホームページ等で義援金の募集に関する広報を実施する							●	
9-6	財務班	必要に応じて、市社会福祉協議会と連携して、市独自の義援金の募集を実施する							●	
9-7	財務班	県、被災市町村、日本赤十字社県支部等の関係団体と義援金配分委員会を結成する							●	
9-8	財務班	義援金配分委員会において決定される義援金の募集方法、募集期間、広報方法等を確認する							●	
9-9	財務班	市社会福祉協議会と調整し、義援金の受付・保管、配分の実施体制を確立する							●	
9-10	財務班	市社会福祉協議会と調整し、受付窓口や振込指定口座を開設する							●	
9-11	財務班	義援金配分委員会で決定された配分方針を確認する							●	
9-12	財務班	市本部が把握する被災者状況を確認する							●	
9-13	財務班	義援金配分委員会で決定した配分方針にしたがい、市に配分された義援金を被災者へ配分する							●	
9-14	財務班	義援金の収納額や使途を整理する							●	
9-15	財務班	義援金の収納額や使途の整理結果について、市民に広報する							●	

(10) 生活保護の申請を周知する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
10-1	救護総務班	法令及び条例の規定に基づく、生活保護の申請に関する条件や手続きを把握する					●		
10-2	救護総務班	生活保護の申請に関する相談体制を確立する					●		他市町村
10-3	救護総務班	法令及び条例の規定に基づく、生活保護の申請に関する広報資料を作成する					●		
10-4	救護総務班	総合相談窓口において、各種相談、申請を受け付ける						●	
10-5	救護総務班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う						●	
10-6	救護総務班	各種相談、申請情報を整理する						●	

(11) 税の減免等の措置を実施する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
11-1	被害調査・り災証明班	法令及び条例の規定に基づく、災害時の税金や保険料等の減額又は免除や猶予に関する条件や手続きを把握する							●	
11-2	被害調査・り災証明班	災害時の税金や保険料等の減額又は免除や猶予に関する相談体制を確立する							●	他市町村
11-3	被害調査・り災証明班	法令及び条例の規定に基づく、災害時の税金や保険料等の減額又は免除や猶予に関する広報資料を作成する							●	
11-4	被害調査・り災証明班	災害時の税金や保険料等の減額又は免除や猶予に関する相談窓口を開設する								●
11-5	被害調査・り災証明班	相談窓口において、各種相談、申請を受け付ける								●
11-6	被害調査・り災証明班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う								●
11-7	被害調査・り災証明班	各種相談、申請情報を整理する								●

(12) 社会保険関連の特例措置を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
12-1	被害調査・被災者支援班 福祉班	法令及び条例の規定に基づく、国民健康保険、介護保険等の社会保険の特例措置に関する条件や手続きを把握する						●	
12-2	被害調査・被災者支援班 福祉班	社会保険の特例措置に関する相談体制を確立する						●	
12-3	被害調査・被災者支援班 福祉班	社会保険の特例措置に関する広報資料を作成する						●	
12-4	被害調査・被災者支援班 福祉班	社会保険の特例措置に関する相談窓口を開設する							●
12-5	被害調査・被災者支援班 福祉班	相談窓口において、各種相談、申請を受け付ける							●
12-6	被害調査・被災者支援班 福祉班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う							●
12-7	被害調査・被災者支援班 福祉班	各種相談、申請情報を整理する							●

※綾瀬市被害調査報告事務処理要綱【資料編 資料 11-7】

※綾瀬市災害証明等取扱規程【資料編 資料 11-8】

※綾瀬市消防証明等取扱規程【資料編 資料 11-9】

※災害の被害認定基準について【資料編 資料 12-10】

2 精神的支援

【救護対策部、避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	救護班 被災者支援班 広報班	県と連携し、被災者に対する相談窓口を開設し、市民に広報する					●		県
1-2	救護班 被災者支援班	災害派遣精神医療チーム（DPAT）の支援により、必要に応じて訪問相談、巡回相談を実施する					●		災害派遣精神医療チーム（DPAT）
1-3	学校支援班	児童・生徒に対して、相談窓口などの開設やスクールカウンセラー等による巡回相談を実施する					●		

3 要配慮者への支援

【事務局、救護対策部、避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	福祉班 学校支援班	県と連携し、高齢者、障がい者、乳幼児等の被災状況を把握する				●			県、市社会福祉協議会、あやせ災害ボランティアネットワーク
1-2	福祉班 救護総務班 受援班	ホームヘルプサービス、ショートステイ等の在宅サービスや入所施設などへの受入れ、福祉ボランティア等の確保等を実施する				●			県、市社会福祉協議会、あやせ災害ボランティアネットワーク

4 社会福祉施設、社会復帰施設等

【救護対策部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	福祉班	要配慮者の福祉需要ニーズにしたがい、対応方針を検討する			●				
1-2	福祉班	関係機関等と連携し、各種支援を実施する ・ケースワーカー、カウンセラー等の派遣による生活支援相談 ・ホームヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助支援 ・社会福祉施設への入所、通所等			●				厚木保健福祉事務所大和センター、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉関係団体、自主防災組織、ボランティア
1-3	福祉班	厚木保健福祉事務所大和センターと連携し、社会福祉施設、社会復帰施設の再建、福祉サービスの体制整備を検討する			●				厚木保健福祉事務所大和センター

5 生活環境の確保 【事務局、救護対策部、避難・生活支援部】

(1) 食料・飲料水の安全確保を実施する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
1-1	救護班	県と連携し、飲料水及び食料品の安全指導を実施する			●					厚木保健福祉事務所大和センター
1-2	救護班	指定避難所で集団食中毒が発生したときは、県に検病調査のために必要な班の派遣を要請する			●					厚木保健福祉事務所大和センター、医師会

(2) 公衆浴場等の情報提供を実施する

番号	担当等	業務内容	時期							
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
2-1	物資・給水班	公衆浴場や理髪・美容店の営業状況を把握する			●					
2-2	物資・給水班	必要に応じて、協定締結団体に温浴施設の使用に関する要請を行う				●				応援協定締結団体
2-3	物資・給水班	公衆浴場や理髪・美容店の営業状況を市民に広報する			●					

※温浴施設利用に関する協定【資料編 資料 13-5-6】

(3) 仮設風呂を設置する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
3-1	物資・給 水班	仮設風呂の設置要望等を調査し、整理する				●				
3-2	物資・給 水班	仮設風呂設置場所や設置時間、優先順位、利用ルール等を決定する				●				
3-3	物資・給 水班	設置場所を確保し、業者と協力して、仮設風呂を設置する					●			業者
3-4	物資・給 水班	市本部に仮設風呂の設置完了を報告する					●			
3-5	指揮調整 班	必要に応じて、自衛隊に仮設風呂の設置を要請する					●			自衛隊
3-6	指揮調整 班	自衛隊と協議し、仮設風呂の設置場所を決定する					●			自衛隊
3-7	広報班	仮設風呂の設置場所や設置時間等を市民に広報する					●			

6 教育の再建

【避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月	
1-1	学校支援 班	校舎等の復旧状況等により、学校教育再開が困難な施設の有無を把握する				●				
1-2	学校支援 班	校舎等の修繕、復旧等、再建復興計画を作成する				●				
1-3	学校支援 班	授業の早期再開までの児童・生徒への支援を実施する ・仮設校舎等による授業の場の確保 ・こころのケア ・経済的支援 ・学用品の確保 ・転入・転出手続の検討				●				

7 社会教育施設、文化施設、文化財等

【避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	避難総務班	社会教育施設、文化施設、文化財等の被害状況を把握する			●				施設管理者
1-2	避難総務班	被災施設の補修箇所等を確認し、修繕等の復旧対策を検討・実施する			●				施設管理者
1-3	避難総務班	収蔵品の保管場所、破損した収蔵品の修復など、補修計画を作成する			●				
1-4	避難総務班	文化財の破損、劣化、散逸の防止、復旧対策を推進する			●				災害時応援協定団体

8 ボランティア活動支援

【救護対策部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	救護総務班	関係機関と連絡調整し、ボランティア活動状況を把握する				●			市社会福祉協議会、あやせ災害ボランティアネットワーク
1-2	救護総務班	地元のボランティアや NPO のネットワーク化、組織強化等に対する支援を実施する				●			市社会福祉協議会、あやせ災害ボランティアネットワーク

9 情報の提供

【事務局、総務対策部】

(1) 郵政料金等の免除等の措置を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	総務班	日本郵政グループが実施する災害特別取組内容を把握する				●			
1-2	広報班	日本郵政グループが実施する災害特別取組内容を市民に周知する				●			

(2) 受信料、電話料金等の免除等の措置を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
2-1	総務班	N H K 及び N T T 東日本(株)神奈川事業部、N T T ドコモ等が実施する災害特別取組内容を把握する				●			
2-2	広報班	N H K 及び N T T 東日本(株)神奈川事業部、N T T ドコモ等が実施する災害特別取組内容を市民に周知する				●			

第2節 地域経済の復興支援

1 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施 【避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	物資・給 水班	県、関係団体等と協力して、被災状況に応じて県内産業が進むべき方向を中・長期的な視点から示した、新たな産業復興方針を策定する				●				
1-2	物資・給 水班	県及び商工会議所などの関係団体等と連携し、事業者の相談・指導体制を確立する				●				県、商工会議所
1-3	広報班 物資・給 水班	県及び商工会議所などの関係団体等と連携し、商談会、イベント等を活用して、地場産業等のPRを行う							●	

2 金融・税制面での支援 【避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
1-1	物資・給 水班	事業者の金融・税制面における活動状況を調査する				●				
1-2	物資・給 水班	事業者に対して金融・税制面の支援を実施する ・国等の関係機関に対して、償還条件の緩和を要請 ・既存融資制度の活用 ・金融機関と連携し、融資の促進 ・低金利の融資等、新たな融資制度の創設				●				県、商工会議所

3 事業の場の確保

【避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	物資・給 水班	事業者の事業環境を調査する				●			
1-2	物資・給 水班	事業者に対して金事業環境の場の確保支援を実施する ・暫定的な仮設賃貸店舗を建設や低廉な賃料等での提供を検討 ・(公財) 神奈川産業復興センターと連携し、共同仮設工場・店舗の建設に関する相談・指導 ・(公財) 神奈川産業復興センターと連携し、工場・店舗再建に関する相談・指導 ・賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の収集、提供 ・道路等の被害・復旧状況、緊急輸送ルートなどの物流に関する情報提供				●			(公財) 神奈川産 業復興セ ンター

4 農林水産業者等に対する支援

【避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	物資・給 水班	県（環境農政局、農業技術センター、畜産技術センター）、神奈川県農業協同組合、さがみ農業協同組合、日本政策金融公庫等と連携して、農林水産業の緊急支援資金に関する制度利用条件や手続を把握する					●		県、神奈川県農業共済組合、さがみ農業協同組合、日本政策金融公庫
1-2	物資・給 水班	農林水産業の緊急支援資金に係る相談体制を確立する					●		
1-3	物資・給 水班	農林水産業の緊急支援資金に係る相談窓口を開設する					●		
1-4	物資・給 水班	農林水産業の緊急支援資金に関する広報資料を作成する					●		
1-5	物資・給 水班	被災者の相談に統一的に対応するために、関係機関や県（環境農政局、農業技術センター、畜産技術センター）と協議し、相談・指導内容について協議を行う					●		県、神奈川県農業共済組合、さがみ農業協同組合、日本政策金融公庫
1-6	物資・給 水班	相談窓口において、各種相談、申請を受付ける					●		
1-7	物資・給 水班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続を行う					●		
1-8	物資・給 水班	相談、申請情報を一元的に管理する							

第3節 災害復旧

1 公共施設の災害復旧事業計画 【総務対策部、救護対策部、避難・生活支援部、土木対策部】

(1) 災害復旧事業の補助を受けるための災害申請を行う

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	施設を所管する各班※	被災した所管する施設の災害復旧に関する現地調査を実施する					●		
1-2	施設を所管する各班※	災害発生後1か月以内に災害状況報告書を作成し、県の担当事業課に報告する					●		県
1-3	施設を所管する各班※	災害復旧に係る設計図書（図面、積算書等）を作成する					●		
1-4	施設を所管する各班※	災害発生後60日以内かつ査定前に国庫負担に関する交付申請書を作成し、提出する					●		県
1-5	施設を所管する各班※	災害査定に立会い、現場において被害状況、申請工事内容等必要な説明を行う					●		県

※施設を所管する各班

資源管理班：本庁舎

道路班：公共土木・都市施設

物資・給水班：農林水産業施設、水道施設

下水道班：下水道施設

都市施設班：公営住宅

救護班：医療施設

福祉班：社会福祉施設

避難総務班：社会教育施設、文化施設

学校支援班：学校教育施設

廃棄物班：環境衛生施設

(2) 災害復旧事業を実施する

	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
2-1	施設を所管する各班※	補助事業の適用を受けた被災所管施設の災害復旧事業計画を策定する					●		
2-2	施設を所管する各班※	災害復旧事業の発注準備を行い、施工業者を決定する						●	県
2-3	施設を所管する各班※	委託した災害復旧事業の進捗管理を行う						●	
2-4	施設を所管する各班※	災害復旧事業の竣工検査を行い、事業費を精算する						●	県

※施設を所管する各班

資源管理班：本庁舎

道路班：公共土木・都市施設

物資・給水班：農林水産業施設、水道施設

下水道班：下水道施設

都市施設班：公営住宅

救護班：医療施設

福祉班：社会福祉施設

避難総務班：社会教育施設、文化施設

学校支援班：学校教育施設

廃棄物班：環境衛生施設

※激甚災害・局地激甚災害指定基準【資料編 資料 12-13】

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

【総務対策部】

(1) 資金計画を策定する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
1-1	施設を所管する各班※	応急対策、復旧対策に関する予算の設置、災害関連財政支出の管理、被害総額の集計等の一連の災害財務に関する担当者を配置する					●		県
1-2	施設を所管する各班※	災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握する					●		県
1-3	施設を所管する各班※	活用可能な各種災害復旧事業制度等を把握する					●		県
1-4	施設を所管する各班※	各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、資金計画を策定する					●		県

※施設を所管する各班

資源管理班：本庁舎

道路班：公共土木・都市施設

物資・給水班：農林水産業施設、水道施設

下水道班：下水道施設

都市施設班：公営住宅

救護班：医療施設

福祉班：社会福祉施設

避難総務班：社会教育施設、文化施設

学校支援班：学校教育施設

廃棄物班：環境衛生施設

(2) 災害復旧事業を実施する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
2-1	施設を所管する各班※	普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付及び起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を講ずる					●		
2-2	施設を所管する各班※	現行の法制度に基づく事業制度及び措置等では十分な対応が図れないときは、国へ特別措置等を要望する						●	
2-3	施設を所管する各班※	一時的に資金が不足する場合は、金融機関からの一時借入金又は地方財務局からの災害応急融資により、必要資金を確保する							
2-4	施設を所管する各班※	必要に応じて、復興基金を設立する							

※施設を所管する各班

資源管理班：本庁舎

道路班：公共土木・都市施設

物資・給水班：農林水産業施設、水道施設

下水道班：下水道施設

都市施設班：公営住宅

救護班：医療施設

福祉班：社会福祉施設

避難総務班：社会教育施設、文化施設

学校支援班：学校教育施設

廃棄物班：環境衛生施設

3 産業の復旧

【避難・生活支援部】

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3時間	24時間	72時間	1週間	2週間	1か月	
1-1	物資・給水班	法令及び条例の規定に基づく、事業者に対する支援制度に関する条件や手続きを把握する				●				
1-2	物資・給水班	事業者に対する支援制度に関する相談体制を確立する				●				他市町村
1-3	物資・給水班	事業者の支援制度に関する広報資料を作成する				●				
1-4	物資・給水班	事業者の支援制度に関する相談窓口を設置し、各種相談、申請を受け付ける					●			
1-5	物資・給水班	相談、申請内容に応じて、適切な指導・助言等を行うとともに、必要な手続きを行う					●			
1-6	物資・給水班	各種相談、申請情報を整理する					●			

4 激甚法による災害復旧事業

【総務対策部】

(1) 激甚災害の指定手続

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等
			警戒	3時間	24時間	72時間	1週間	2週間	1か月	
1-1	総務班	法令及び条例の規定に基づく、激甚災害に関する条件や手続きを把握する					●			
1-2	総務班	激甚災害で必要となる情報の収集、調査を行う					●			
1-3	総務班	県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査に協力し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を行う					●			

(2) 特別財政援助額の交付手続等

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	
2-1	総務班	法令及び条例の規定に基づく、激甚災害指定後の手続きを把握する					●		
2-2	総務班	関係調書等を作成し、県に提出する					●		
2-3	総務班	負担金、補助等を受けるための手続等を実施する					●		

※激甚災害・局地激甚災害指定基準【資料編 資料 12-13】

第4節 災害復興

1 復興計画策定に係る庁内組織の設置

【総務対策部】

(1) 災害復興本部を設置する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月		
1-1	総務班	災害復興体制整備の必要性を検討する								●	
1-2	総務班	市本部の決定を受け、災害復興本部を組織化する								●	
1-3	総務班	災害復興本部会議の設置を県及び関係機関に連絡する								●	
1-4	総務班	災害復興本部会議の設置を住民に広報する								●	

(2) 災害復興本部を運営する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月		
2-1	総務班	本部長、本部員と災害復興本部会議の開催場所、日時、参加者等を調整する								●	
2-2	総務班	災害復興本部会議の開催を案内する								●	
2-3	総務班	災害復興本部会議に必要な資料を準備する								●	
2-4	総務班	災害復興本部会議を開催する								●	
2-5	総務班	災害復興本部会議の決定事項を県及び関係機関に連絡する								●	
2-6	広報班 総務班	災害復興本部会議の決定事項を住民に広報する								●	

2 人的資源の確保

【総務対策部】

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月		
1-1	総務班	特に人材の不足が予想される部門・職種に対して、庁内から弾力的、集中的に職員を配置する								●	
1-2	総務班	必要に応じて、県各部局受援担当に他地方公共団体への職員の派遣要請を行う									●

3 復興対策の実施【事務局、総務対策部、救護対策部、避難・生活支援部、土木対策部】

(1) 災害復興計画を作成する

番号	担当等	業務内容	時期							協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間	1 か月		
1-1	総務班	庁内に災害復興計画策定のための体制を整備する								●	
1-2	総務班	学識経験者、住民等の参画を得ながら、災害復興検討委員会を設置する									●
1-3	総務班	災害復興検討委員会において、災害復興方針を作成する									●
1-4	総務班	災害復興方針に基づき、災害復興計画案を策定する									●
1-5	総務班	災害復興計画案を災害復興本部会議に諮り、計画決定する									●
1-6	総務班	災害復興計画を住民に広報する									●

(2) 災害復興事業を推進する

番号	担当等	業務内容	時期						協働する 団体等	
			警戒	3 時間	24 時間	72 時間	1 週間	2 週間		1 か月
2-1	総務班	災害復興計画に基づき、分野ごとの事業計画を策定する							●	
2-2	総務班	各部の実施する災害復興事業の進捗を確認し、災害復興状況を整理する							●	
2-3	総務班	災害復興状況を県及び関係機関に報告する							●	
2-4	総務班	災害復興状況を住民に広報する							●	